

渋谷区環境基本計画 2023

行動計画【第2期】

変えよう意識を、動こう今すぐ
みんなのために、自分のために

令和8(2026)年4月
渋谷区

| | |
|--|----|
| 第1章 行動計画の基本的事項..... | 1 |
| 1.1 計画の位置づけ..... | 1 |
| 1.2 計画の期間..... | 2 |
| 1.3 計画の運用..... | 2 |
| 1.4 渋谷区を取り巻く環境の現状..... | 3 |
| (1) くらし..... | 3 |
| (2) みどり・生きもの..... | 4 |
| (3) 資源・ごみ..... | 4 |
| (4) エネルギー・温暖化対策..... | 5 |
| (5) 意識..... | 5 |
| 1.5 行動計画【第1期】の進捗状況（リーディングプロジェクトの成果）..... | 6 |
| 1.6 目標..... | 16 |
| (1) 目標..... | 16 |
| (2) 施策体系..... | 24 |
| 第2章 行動計画..... | 26 |
| 2.1 リーディングプロジェクト【第2期】..... | 26 |
| 2.2 各分野の施策..... | 32 |
| (1) くらし..... | 33 |
| (2) みどり・生きもの..... | 41 |
| (3) 資源・ごみ..... | 46 |
| (4) エネルギー・温暖化対策..... | 54 |
| (5) 意識..... | 65 |
| 資料編..... | 73 |
| ・用語解説..... | 73 |

第1章 行動計画の基本的事項

1.1 計画の位置づけ

渋谷区環境基本計画2023行動計画（以下「本計画」といいます。）は、渋谷区環境基本計画2023に掲げる環境施策等を進めていくための具体的な事業の実施内容と、区民等（区民、在勤者、在学者、来街者等を含む）・事業者・区の環境保全に向けた行動の指針を示すものであり、概ね3年ごとに作成・見直しを行う実行計画となるものです。

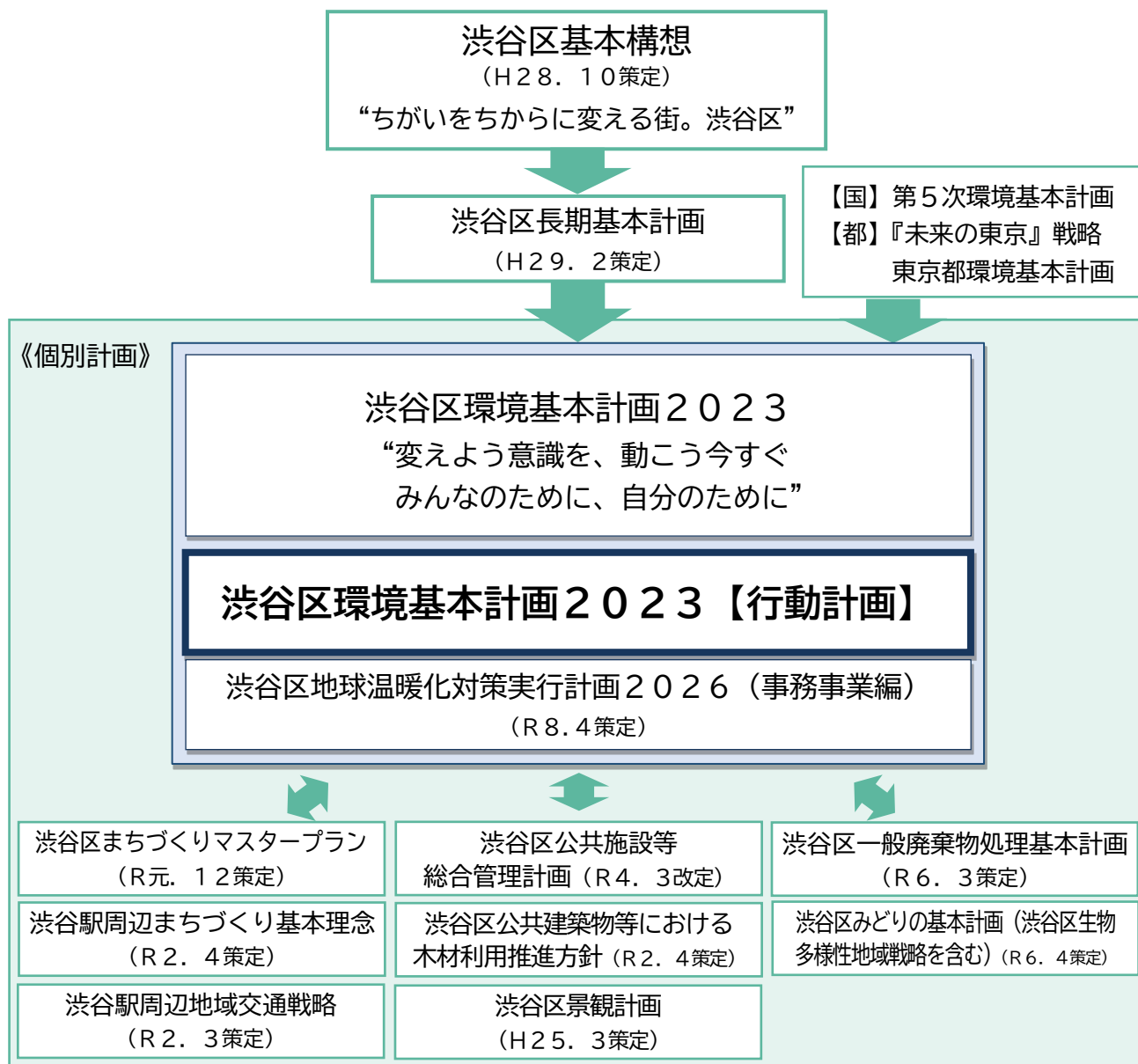
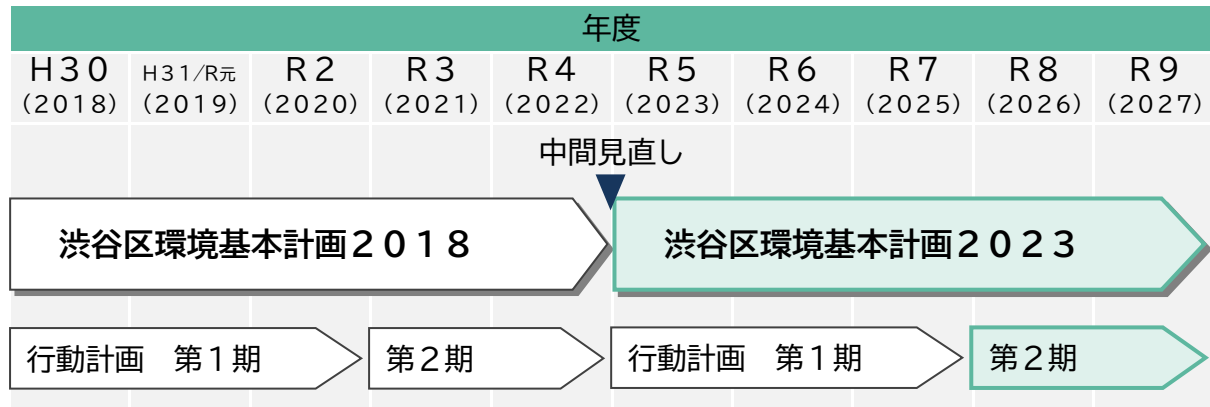


図1-1 計画の位置づけ

※「渋谷区環境基本計画2023」と整合

1.2 計画の期間

第2期の行動計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和9（2027）年度までの2年間とします。



1.3 計画の運用

渋谷区環境基本計画2023に示した施策を着実に実行していくため、次の方法により毎年度、各施策に基づく事業の実施状況の点検、評価と改善を図ります。

- ①リーディングプロジェクトに進行管理指標を設定し、取組の実施状況を毎年度、点検します。
- ②各施策の具体的取組に記載した各年度の取組内容について、実施状況を毎年度、点検します。
- ③計画期間最終年度に、取組の進捗を総括し、次期環境基本計画に反映します。

1.4 渋谷区を取り巻く環境の現状

近年、地球規模で環境問題が深刻化する中、渋谷区を取り巻く環境は、気候変動、生物多様性、資源循環など、複合的な課題に直面しています。これらの課題は相互に関連しながら、地域社会の持続可能性に影響を及ぼしています。

国では、令和6（2024）年5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定され、「持続可能で豊かな社会（ウェルビーイング）」の実現を目指し、気候変動への対応、生物多様性の保全、資源循環の推進などを統合的に進める方針が示されました。この方向性を踏まえ、地域特性に応じた施策を展開していくことが求められています。

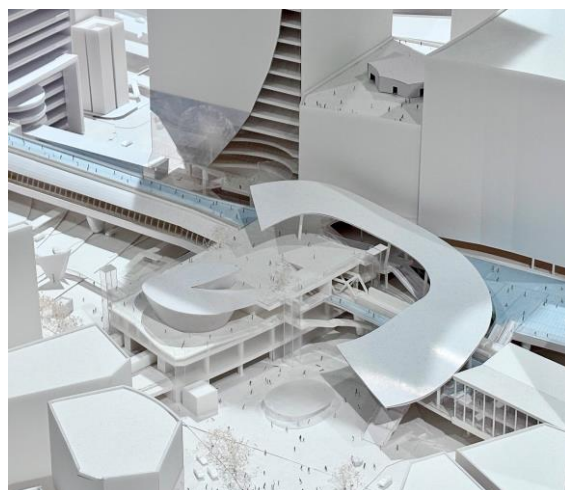
東京都は、令和4（2022）年9月に「東京都環境基本計画2022」を策定しました。脱炭素化、生物多様性、良質な都市環境の実現に向けた3つの戦略に加え、エネルギー危機への迅速かつ確かな対応を図る取組を加えた「3+1の戦略」により、気候変動・エネルギー・自然・大気などの環境課題を包括的に解決することとしています。

(1) くらし

渋谷駅とその周辺は、複数路線が立体的に交差し、建物とプラットフォームが一体となった独特の都市空間を形成しています。人の往来が多い一方で、動線のわかりにくさや歩行空間の狭さなど、快適性や景観の面でさまざまな課題が見られました。

こうした課題に対応するため、老朽化した駅施設の機能更新と再編を進めています。令和12（2030）年度の概成を目指す渋谷駅と駅周辺の歩行者ネットワークは、回遊性が高く快適に歩ける空間へと生まれ変わります。駅・施設・広場・通路を一体的に整備するこの再開発は、快適で美しいまちづくりを支える、100年に一度といわれる大規模なプロジェクトです。

また、駅周辺では来街者の増加に伴い、ごみのポイ捨てや路上喫煙、落書きなどの生活環境に関わる課題も生じています。渋谷区では「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」に基づき、ポイ捨て防止の啓発を進めるとともに、喫煙所の適正配置、落書き消去の体制整備など、美化・マナーに関する取組を継続しています。これらの取組により、誰もが安心して歩ける清潔な環境が維持され、再開発による空間整備とあわせて快適で美しい都市景観の形成につながっています。



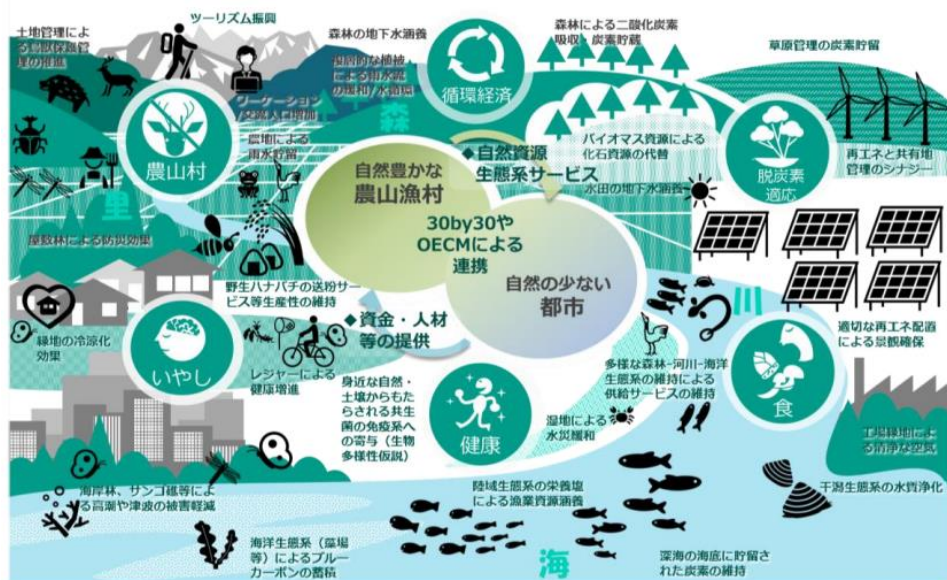
渋谷駅再開発の模型

(2) みどり・生きもの

渋谷区には、明治神宮や代々木公園、新宿御苑など大規模なみどりが近接しており、まちなかにも公園や公開空地、社寺林など多様な緑が点在しています。近年は開発により新たな緑地が創出される一方で、古くからの樹木の減少もみられるなど、みどりを取り巻く状況は変化しています。

都市においても生物多様性の確保が重要視される中、令和4（2022）年のCOP15では「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」が採択され、30by30目標が示されました。これを受け、国は「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、自治体においても生態系の保全と活用が求められています。東京都も「東京都生物多様性地域戦略」や「東京グリーンビズ」を通じて、みどりを守り、増やし、活かす取組を進めています。

渋谷区では、みどりの基本計画に基づき「みどりの保全」「みどりの創出」「みどりの共創」を柱に、渋谷の特性を踏まえ、まちの形成過程で蓄積されてきたみどりを大切にしつつ、活発なまちづくりを通じて新たに創出するみどり、再生するみどりの質を高め、つないでいくことで、潤いある暮らし、生きものの生息・生育環境、にぎわいが調和したまちを、みどりを拠点に広げています。



健全な生態系の下で、自然の恵み豊かな30by30実現後の地域イメージ
出典：環境省 30by30の概要について

(3) 資源・ごみ

資源と廃棄物の問題は、気候変動や生物多様性の損失、汚染などを引き起こす深刻な環境問題のひとつです。物質使用量は過去50年間で3倍以上に増加しており、食料、モビリティ、住宅、エネルギーなどの分野で資源の効率的な利用が求められています。

国際的にも、循環経済への移行が加速しており、再生材の需要が高まる中、素材・製品産業の競争力は「品質・価格・再生材」へとシフトしています。日本では、令和6（2024）年に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、3Rの推進とともに、循環型社会の形成を国家戦略として進める方針が示されました。

渋谷区では令和4（2022）年7月に全てのプラスチックの資源回収を開始するなど、可燃ごみの削減を進めています。今後ごみの分別・減量を徹底し、循環型社会の構築を目指しています。

(4) エネルギー・温暖化対策

地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発、食料生産の困難、飲料水の枯渇、海面上昇による居住地の喪失など、深刻な環境問題のひとつです。

令和7(2025)年3月、世界気象機関(WMO)は「世界気候の現状2024」の確定版を発表し、令和6(2024)年が観測史上最も温暖な年となったことを報告しました。世界の平均地表面温度は産業革命前の基準値から1.55℃上昇し、国際目標である1.5℃の上昇を初めて単年で超過しました。

国は、令和2(2020)年に「2050年カーボンニュートラル」宣言を行い、令和12(2030)年度までに温室効果ガスを46%削減(2013年度比)すること、さらに50%の高みに向けて挑戦することを表明しました。令和7(2025)年2月には「地球温暖化対策計画」が改定され、2035年度に60%、2040年度に73%の削減を目指す新たな目標が設定されました。また、令和5(2023)年には「気候変動適応法」が改正され、令和6(2024)年に施行されました。極端な高温への備えとして、熱中症予防の強化や、自治体による指定暑熱避難施設の指定・設置、熱中症対策普及団体の指定・活用などが求められています。渋谷区では、クールシェアスポット・クーリングシェルターの指定を行い、熱中症予防の情報発信などに取り組んでいます。

東京都では、令和7(2025)年3月に「ゼロエミッション東京戦略 Beyondカーボンハーフ」を策定し、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減する「カーボンハーフ」の達成と、2035年には60%以上の削減(2000年比)を目指す新たな目標を掲げました。これにより、世界のモデルとなる「脱炭素都市」の実現に向けた取組を加速させています。

(5) 意識

環境課題の解決には、制度的な対応に加え、個人や地域社会の意識と行動の変容が不可欠です。国は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国民の行動変容を促す国民運動「デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)」を展開しています。日常生活における脱炭素行動の普及を図るとともに、官民連携による情報発信やインセンティブの活用を通じて、ライフスタイルの転換を促進しています。

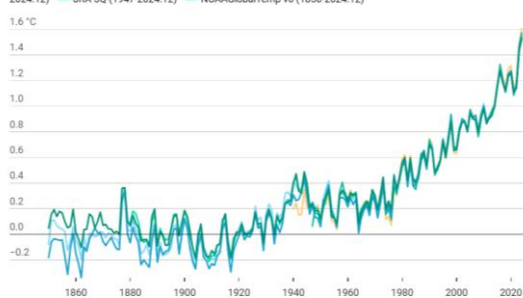
令和6(2024)年5月には、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく基本方針が改定されました。新たな方針では、気候変動などの環境問題に対応するため、体験活動やICTの活用に加え、地域や企業など多様な主体との対話と協働による学びの推進が重視されています。

東京都は、「ゼロエミッション東京戦略 Beyondカーボンハーフ」において、都民・事業者の行動変容を促す情報発信や環境教育の充実を重点施策として位置づけています。

Global mean temperature 1850-2024

Difference from 1850-1900 average

Berkeley Earth (1850-2024.12) ERA5 (1940-2024.12) GISTEMP (1880-2024.12) HadCRUT5 (1850-2024.12) JRA-3Q (1947-2024.12) NOAA GlobalTemp v6 (1850-2024.12)



Annual global mean temperature anomalies relative to a pre-industrial (1850-1900) baseline shown from 1850 to 2024

Chart: WMO - Get the data - Embed - Download image - Created with Datawrapper

世界の平均気温の推移(1850年~2024年)
出典:世界気象機関(World Meteorological Organization WMO) WEBサイト



脱炭素につながる新しい豊かな
暮らしの10年後
出典:環境省 デコ活

1.5 行動計画【第1期】の進捗状況（リーディングプロジェクトの成果）

くらし 渋谷クリーンプロジェクト

① らくがき消去グループ活動支援事業

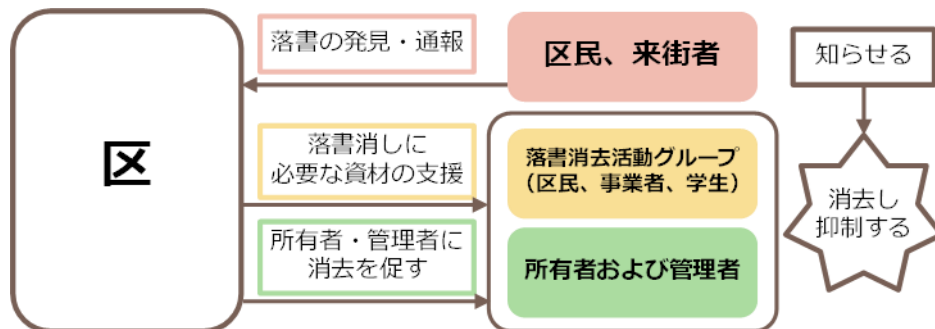
区民、事業者、学生等と協力して落書きを消す活動を展開します。また、地域や事業者と協力して、落書きをしにくいまちづくりを展開します。

ミッション

まちの美観向上のため、落書きの消去と防止活動に取り組む協働の仕組みの構築を目指す

取組の概要

- ボランティア清掃活動のスキームを応用し、ボランティアで落書き消去活動を行うグループに、区から落書き消去に必要な資材を貸出し、活動を支援する。
- 擁壁、公共施設の塀等、落書きされてしまっている場所は、所有者に落書き消去を促し、その都度消去することで落書きを抑止する。



これまでの成果

主に区が主体となり7,383㎡（令和5年度及び令和6年度実績）の落書きを消去しました。加えて、新たに「らくがき消去サポーター事業」を開始し、総計846人（令和6年度実績）の区民、事業者、学生などと一緒に落書きを消す活動を実施しました。引き続き、地域全体での落書き対策を加速させ、落書きのないきれいなまち渋谷の実現を目指します。行動計画【第2期】においても、リーディングプロジェクトとして継続的に取り組んでいきます。



らくがき消去サポーター

② 民間と連携した公共喫煙所の整備推進

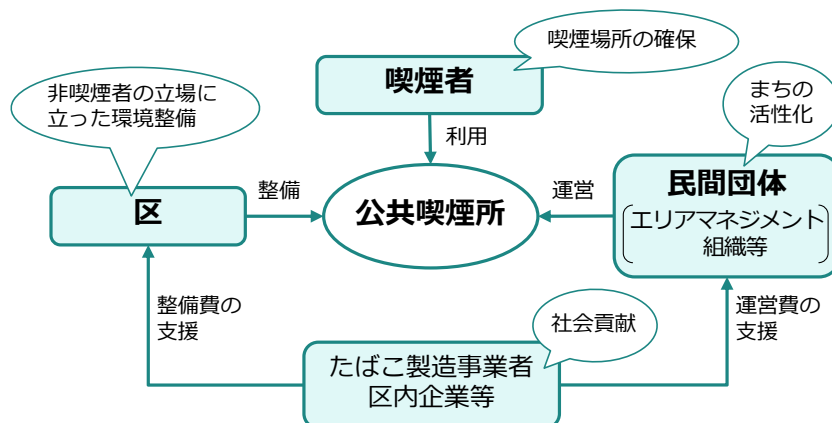
路上喫煙を防止し、吸う人・吸わない人が共存し、吸い殻のポイ捨てのないまちをつかっていくため、たばこの製造・販売事業者、店舗等と協力して、公共喫煙所を整備する仕組みづくりを進めます。

ミッション

非喫煙者の立場に立った環境整備を推進する

取組の概要

- 区設置の喫煙所を整備するとともに、喫煙所設置費等助成制度を活用して、公共喫煙所を増設し、路上喫煙の抑制を図る。
- 喫煙所の整備・運営に、たばこ製造事業者、民間団体等の協働を推進し、協働事業者には喫煙所を社会貢献の場として活用できるよう支援することで、民間主導の喫煙所の増設を図る。
- 渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例により、延べ面積が1万㎡を超える建築物を建築する際等、喫煙施設の設置を義務付けているため、本条例を適正に運用し、喫煙所の増設を図る。



これまでの成果

たばこの製造・販売事業者、店舗等と協力し公共喫煙所の整備を進めた結果、公共喫煙所の合計設置件数は41件（令和7年末実績）となり、行動計画【第1期】の目標値を達成することができました。引き続き、民間団体等との協働を推進し、喫煙所の数を増やしていくことで、路上喫煙者を減らし、非喫煙者の健康を損なわない良好な都市環境を整備していきます。行動計画【第2期】においては、通常取組として成果の進捗を測定していきます。



宮益坂下交差点喫煙所



千駄ヶ谷駅前喫煙所

みどり・生きもの

みどりの渋谷プロジェクト

① 小さな森プロジェクト・ポケットパークプロジェクト

木造密集地域で防災機能の確保が課題となっている本町地区の一部を対象に、地域の防災性向上を図るまちづくりを進めていく中で、地域住民の意見を取り入れながら地域の憩いの場となる小さな空間を整備し、樹木等の植栽を施すことで、地域の防災機能の強化を図りつつ、みどりの創出を推進します。

ミッション

木造密集地域の空き地を活かしてみどりを増やす

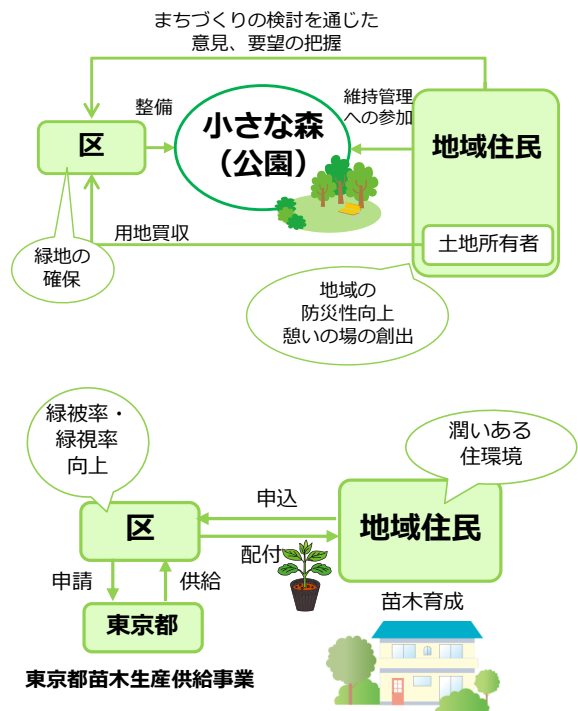
取組の概要

① 公有地タイプ

- 本町二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目を対象に、防災性向上に向けたまちづくりの中で、植栽空間を確保し、都市公園として整備する。

② 民有地タイプ

- 本町二丁目、四丁目、五丁目、六丁目及び緑視率が低く公園が不足する地区を対象に、苗木配布を通じて、樹木（木×3本＝森）を育成する。
- 苗木は、東京都苗木生産供給事業を通じて入手する（区負担ゼロ）



これまでの成果

本町地区においては、防災性向上を目的としたまちづくりの一環として、公園の整備が進められています。令和8（2026）年度以降、地域住民とのワークショップを通じて、公園づくりの具体的な内容を検討する予定です。整備にあたっては、環境への配慮や防災の視点を取り入れて進めていきます。行動計画【第2期】においては、名称を変更して、リーディングプロジェクトとして継続的に取り組んでいきます。

② 校庭の天然芝生化

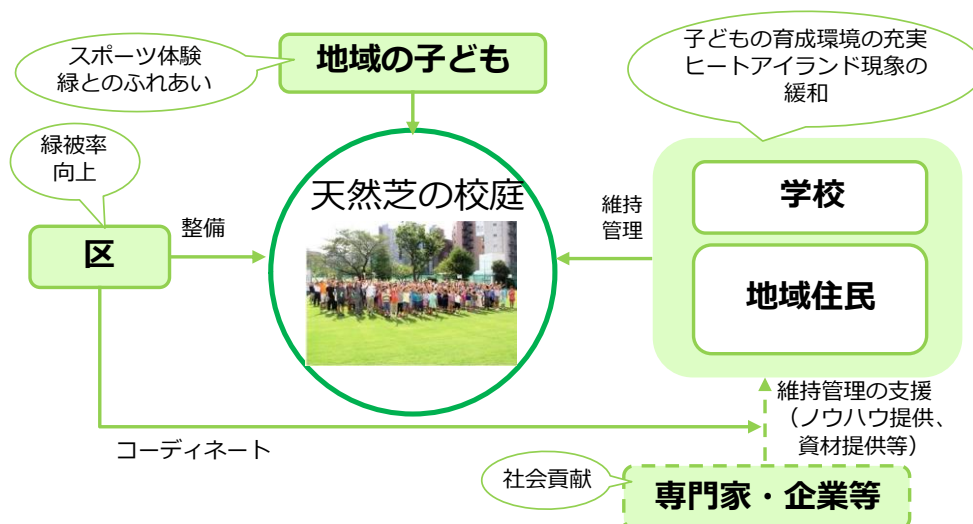
校庭の天然芝生を適切に維持管理することで、子どもたちが日々の活動の中でみどりとふれあい、育む機会を増やしていくとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与していきます。また、区民をはじめとする地域と連携して、芝生の管理運営を行う仕組みづくりを進めます。

ミッション

スポーツ活動の中でみどりを育む機会を増進し、みどりを増やす

取組の概要

- 区立小中学校の校庭に天然芝生を整備し、地域住民、学校、子どもが協力して芝生の維持管理を行う体制をつくる。
- 区は、必要に応じて維持管理に必要なノウハウを持つ専門家や、管理活動をサポートする企業等をコーディネートする。



これまでの成果

令和6（2024）年度までに、学校における天然芝生化の実施延べ件数は、小学校3校となりました。現在も各学校において、地域のボランティアの協力を得ながら、天然芝生の維持管理を行っています。行動計画【第2期】においては、天然芝生化はリーディングプロジェクトとしての位置づけを終了し、通常取組として成果の進捗を測定していきます。

資源・ごみ 渋谷むだなしプロジェクト

① “シブラン” ミツ星レストラン

食品ロスの削減、地域の環境美化、ごみ削減に取り組む飲食店を、取組の内容に応じた星の数で格付けしてPRする仕組みをつくり、食品ロスの問題等に対する区民等の意識啓発を図るとともに、飲食店等による自主的な取組を促進します。

また、「“シブラン” ミツ星レストラン」やフードシェアリングサービス「TABLET E」と連携し、お互いの情報発信により、食品ロスの削減と、食品ロスの削減に対する区民等の意識の向上を図ります。

ミッション

食品ロスの問題への関心を高め、食品ロスを削減する

取組の概要

- 飲食店による食品ロスの削減、環境美化、ごみ削減への取組を「★」の数で評価し、「シブラン」として認証する。
- フードシェアリングサービスを活用し、無駄になりそうな商品を消費者に上手く届けることで食品ロスの発生を減らす。
- 区は、インターネット、パンフレット等を用いて、区民、来街者に各店の格付け、取組の情報を発信する。



これまでの成果

令和6（2024）年度までに、シブラン認証の延べ件数は63件となりました。令和6（2024）年度の目標値である80件には届きませんでしたが、食品ロスやごみ削減に取り組む飲食店には浸透してきたことから、行動計画【第2期】においては、リーディングプロジェクトとしての位置づけを終了し、通常取組として成果の進捗を測定していきます。



シブラン認証店ステッカー

② 容器包装類削減アクション

区が主催するイベントにおいて、運営組織及び出展者と協力してリターナブル容器の活用を促進するため、リターナブル食器購入またはレンタルに対する助成を行います。

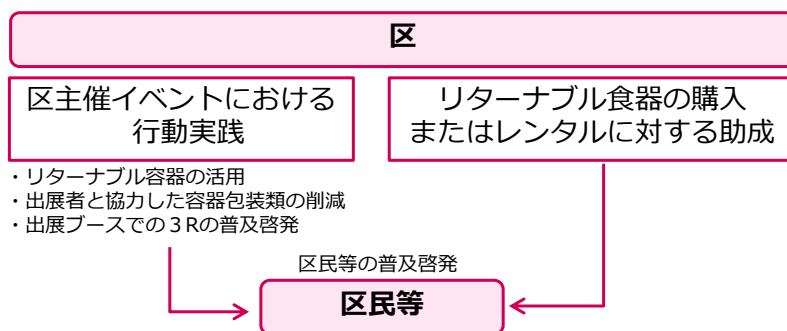
また、レジ袋削減、マイボトル・マイカップの持参呼びかけ等を実践し、容器包装類の削減に向けた区民等の意識啓発を図ります。

ミッション

容器包装類の削減に向けた区民等及び事業者の行動を促す

取組の概要

- 区が主催するイベントについては、渋谷区エコイベント指針に基づき、環境負荷の低減を図った開催とする。
- 各イベントでのリターナブル食器購入またはレンタルに対する助成を行う。
- 使い捨てプラスチック製品の過剰な使用を抑制するため、エコバッグの持参をインターネット、パンフレット等を用いて区民等に呼びかける。



これまでの成果

第1期の計画期間における容器包装類の削減に取り組んだ区イベント件数は2件、リターナブル食器の購入またはレンタルに対する助成件数は1件となりました。リターナブル食器については、件数が伸びなかった状況ではありましたが、区イベントにおいてはエコバッグの配布等を通じて、ごみの排出抑制の意識啓発を行うことができたことから、行動計画【第2期】においては、リーディングプロジェクトとしての位置づけを終了し、通常取組として成果の進捗を測定していきます。



区イベント配布のエコバッグ

エネルギー・温暖化対策 渋谷クールプロジェクト

① 地産再生可能エネルギーの区消推進

区内における再生可能エネルギーの活用を促進していくため、まずは公共施設において区内や全国各地で生産される再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、区民、事業者に向け、再生可能エネルギーの選択を促す普及啓発を進めます。

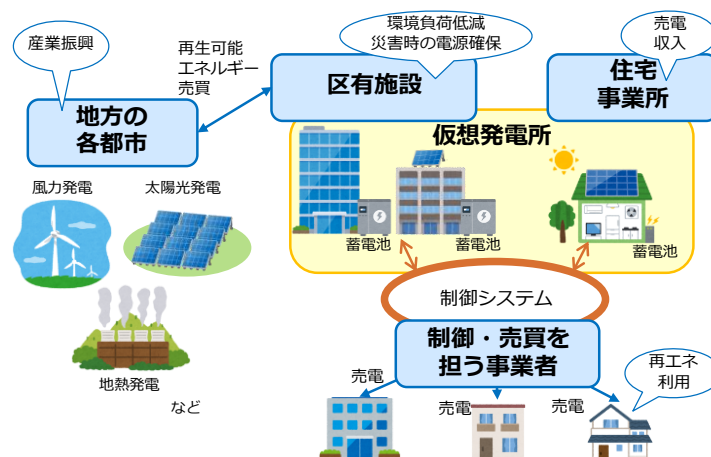
また、公共施設の建替え等に際し、ZEB化、再生可能エネルギーの利用と災害時のエネルギー源の確保について導入を検討するとともに、公共施設を拠点に生産した再生可能エネルギーを災害時に近隣の住宅・事業所で活用する仕組みなど、新しい技術の導入について調査・研究を進めます。

ミッション

区内における再生可能エネルギーの活用を促進する

取組の概要

- 区有施設において使用するエネルギーとして、地方で産出される再生可能エネルギーの購入を積極的に進める。
- 区有施設等を拠点に蓄電池を設置して地域内で産出した再生可能エネルギー等を災害時に近隣の住宅・事業所で活用する仕組みなど、新しい技術の導入について調査・研究を進める。



これまでの成果

令和6（2024）年度までに、再生可能エネルギーや廃棄物等による発電電力を導入した区有施設は延べ30施設となりました。今後も電力リバースオークション制度などを活用し、導入施設数を大幅に拡大していきます。区有施設への再生可能エネルギーを使用した電力の導入は、行動計画【第2期】においては、リーディングプロジェクトとして位置づけ、継続的に推進します。

② クールスポットネットワークの整備

旧玉川上水跡の緑道等のまとまったみどり空間を整備することで、二酸化炭素の吸収源としての効果や都市のヒートアイランド現象の緩和などを推進します。さらに、憩い空間や水辺・緑陰を創出し、まちを冷やすとともに、まちの魅力創出を推進します。

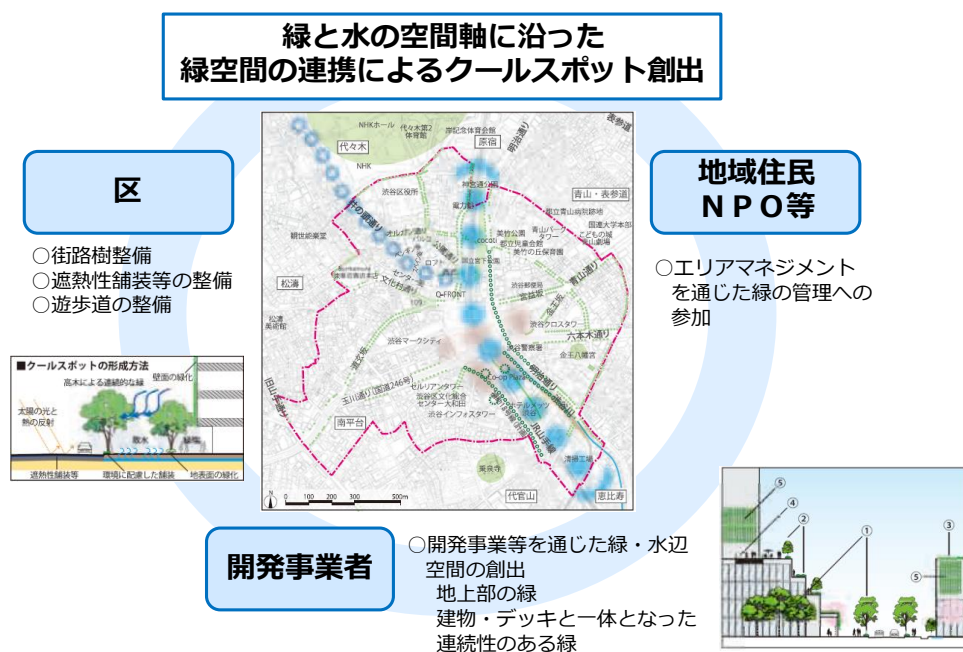
事業者による開発では、渋谷区みどりの確保に関する条例によるみどりの確保と同時に、見えるみどりや魅せるみどりといった、質の高いみどりの創出を促しながら地域の魅力を高めていきます。

ミッション

ヒートアイランド現象の緩和に資するみどりの創出

取組の概要

- 代々木公園から渋谷川につながる谷筋の「緑と水の軸」を骨格に、道路空間を中心とした公共空間の緑化、民有地を含めた連続した緑・水辺空間の創出を進め、谷を冷やすクールスポットネットワークを構築する。



これまでの成果

令和6（2024）年度までに渋谷川沿川の整備を実施し、クールスポット創出を進めました。そのため、行動計画【第2期】においてはリーディングプロジェクトとしての位置づけを終了し、通常取組として成果の進捗を測定していきます。

意識

サステナブル渋谷プロジェクト

① 渋谷サステナブル・アワード

渋谷区らしい持続可能なライフスタイル、事業活動の「発見・検証・発信」により、意識と活動の輪を広げ、文化として定着させていく仕組みを構築することで、区民等の意識啓発を進めていくとともに、「渋谷区＝サステナブルな都市」のイメージづくりにつなげていきます。

ミッション

「サステナブル」という概念を渋谷区に浸透させる

取組の概要

- 環境活動にノウハウがある企業や団体の代表者や、渋谷サステナブル・アワード受賞経験者で構成する「渋谷サステナブル・アワード選考委員会」を組織する。
- 渋谷区らしい持続可能なライフスタイル、事業活動を実践する個人、事業者、団体を募集（自薦または他薦）し、選考委員会による選考を経て、区が表彰する。
- 表彰式の様子を撮影し、渋谷区公式チャンネルで配信する。
- 区のイベントや広報を通じて受賞者の活動を広く発信する。
- 区の環境ファシリテーターとして位置づけ、環境学習・教育を推進し支援する人材として育成する。

これまでの成果

渋谷サステナブル・アワードの応募件数は、令和5（2023）年度12件、令和6（2024）年度9件となりました。この取組は、区ニュース、区ポータル、環境シンポジウム等において受賞者の紹介を行い、持続可能な取組を広く発信してきました。こうした活動により、取組がコミュニティの活性化や区民に浸透してきたことから、行動計画【第2期】においては、リーディングプロジェクトとしての位置づけを終了し、通常の取組として成果の進捗を測定していきます。



サステナブル・アワード 表彰盾

② シブサス（シブヤサステナブル推進協議会）

持続可能な社会の形成に向けて取り組む区民、事業者、団体、学校等、多様な主体の情報共有、交流、パートナーシップ形成の場となるシブサス（シブヤサステナブル推進協議会）を開催し、多様な主体の行動を促進します。

ミッション

区民等の行動及び環境基本計画の推進力となる核を形成する

取組の概要

- 環境保全、持続可能な社会の形成に向けて取り組む区民、事業者、団体、学校等、多様な主体が参加し、情報共有、交流、パートナーシップの形成の場となるシブサス（シブヤサステナブル推進協議会）を設置し、取組の面的な広がりを後押しする。
- 会員は、協議会の趣旨に賛同する個人、事業者、団体等とする。
- 事務局は、当面、渋谷区環境政策課が担うことを想定する。
- 渋谷サステナブル・アワードの受賞者とともに、渋谷区のエコファシリテーターとして地域で普及啓発活動（プロモーション、イベント等）を実施する。



これまでの成果

シブサス（シブヤサステナブル推進協議会）は、令和5（2023）年度以降、毎年3回の意見交換会を継続的に開催し、メンバー間で情報共有や意見交換を行ってきました。これらの取組により、区内の事業者・団体との連携が強化され、サステナブルな取組の推進に向けた共通認識の醸成が進んでいます。行動計画【第2期】においては、リーディングプロジェクトとしての位置づけを終了し、通常取組として成果の進捗を測定していきます。

1.6 目標

(1) 目標

くらし 世界中から訪れる人々に誇れる快適で美しいまち

公共交通やエコカーを使う。ポイ捨てや落書きをしない。住む人・働く人・学ぶ人・訪れる人が協力してまちをきれいにする。

1つひとつの小さな気遣いと行動が積み重なっていくことで、静けさの感じられる住環境が守られ、にぎわいの中にも快適さが生まれる。

そうして、訪れる人に誇ることでできる、さわやかな空気に包まれた美しいまちをつくる。

数値目標

| 令和9（2027）年度の目標値 | 現状値 |
|--------------------|---|
| ◆大気汚染物質の環境基準 全地点達成 | 二酸化窒素 2/2地点達成 オキシダント 0/1地点達成 (令和6（2024）年度・区測定局) |
| ◆自動車騒音の環境基準 全地点達成 | 2/5地点達成（令和6（2024）年度） |

コラム 健康にかかわる大気汚染物質 PM2.5

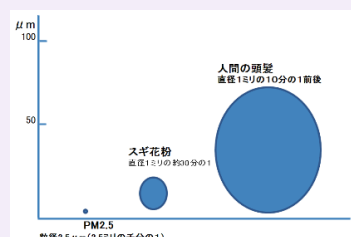
大気汚染物質とは、工場や自動車、家庭などの人間活動（人為起源）や、火山噴火といった自然現象（自然起源）によって大気中に排出され、人の健康、動植物、生活環境に悪影響を及ぼす物質の総称です。

中でも、粒径2.5マイクロメートル（2.5ミリの千分の1）以下の粒子状物質であるPM2.5は、特に注意が必要とされています。髪の毛の太さの約1/30という非常に小さな粒子であるため、肺の奥深くまで入り込みやすく、呼吸器系や循環器系への悪影響が懸念されるためです。

発生要因としては、事業場のばい煙や自動車、ストーブなどの燃焼によって直接排出されるものと、大気中の化学反応によって生成されるものがあります。大気汚染防止法に基づく規制の強化で、PM2.5の年間平均濃度は近年、減少傾向にあります。

東京都ではPM2.5の状況を把握するため、都内82か所に測定機を設置し継続的なモニタリングを行っています。

渋谷区内では、渋谷区本町局（児童青少年センターフレンズ本町）に測定機が設置されており、その測定結果は東京都のホームページで公開されています。



微小粒子状物質（PM2.5）の大きさ比較

出典：環境省ホームページ、渋谷区ホームページ

みどり・ 生きもの

小さなみどりがつながり、多様な生きものを育む、 みどり豊かなまち

まちに残された緑や水辺を大切にする。まちなかで花や緑を育てる。

そうして育てられた小さなみどりがつながって、台地と谷地を結ぶ緑と水の大きな軸となり、人々に憩いや潤いを与え、暑さをやわらげ、多様な生きものを育てていく。さらに、緑と水の軸は、渋谷区を越えた自然の中に広がり、より多くの生きものを育む場となる。

みどりの大きなつながりを一人ひとりが意識しながら、身近なみどりを育み、みどり豊かなまちをつくる。

※本計画における「みどり」とは、樹林、樹木、生け垣、草花などの植物に加え、公園、河川、街路樹、さらに公共施設や民有地における屋上緑化などの施設緑化を含む、都市景観を構成する自然を指すものです。

数値目標

| 令和9（2027）年度の目標値 | 現状値※ |
|-----------------------|---|
| ◆緑被率23%以上・緑視率25%以上の達成 | 緑被率22.8% 地点別緑視率平均値24.7% (令和4（2022）年度) |

※出典：渋谷区みどりの実態調査（令和4（2022）年度）

資源・ごみ

可燃ごみの焼却から脱却し、 ごみとなるものを生み出さないまち

毎日のごみを減らす。ごみの分別を守る。食べ物を無駄にしない。

誰もがそれらを当たり前のこととして取り組み、ものを大切にする心を育む。そして、渋谷区の中にとどまらず、資源を持続可能に使う社会の仕組みづくりへとつなげていく。

そうした意識を持ってあらゆる主体が協力し、不要なものをごみとして燃やすこれまでのスタイルからの脱却を目指して、ごみとなるものを生み出さないまちをつくる。

数値目標

| 令和9（2027）年度の目標値 | 現状値※3 |
|------------------------|-----------------------|
| ◆家庭ごみ（1人1日あたり※1） 320g | 371g (令和6（2024）年度) |
| ◆事業系ごみ（1人1日あたり※2） 401g | 459g (令和6（2024）年度) |

※1 家庭ごみの排出量を住民基本台帳に基づく人口及び1年間の日数で割ったもの

※2 事業系ごみの排出量を区内の従業者数及び1年間の日数で割ったもの

※3 出典：渋谷区資料

(参考) 渋谷区の1人1日あたりのごみ排出量(家庭ごみと事業系ごみの合計) 830gに対し、国全体の1人1日あたりのごみ排出量(令和5(2023)年度)は851g(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査(令和5年度)」より)



カーボンニュートラルの実現に向け エネルギーの効率的な利用と脱炭素化を一丸となって 進めるまち

迫りくる気候危機に立ち向かうため、一人ひとりが気候変動を自らの問題と捉え、エネルギーの賢い利用と、再生可能エネルギーをはじめとするグリーンなエネルギーの選択を進める。

まちなかには、省エネ・創エネ・蓄エネを組み合わせる温室効果ガスを実質的に排出しないゼロエミッションな建物・住宅が増え、様々なエネルギーを融通し合い、エネルギーを効率よく使うカーボンニュートラルなまちに向け成長していく。

同時に、気候変動による様々な影響に対応できるしなやかさと強靭さを備えたまちをつくる。

数値目標

| 令和9（2027）年度の目標値 | 現状値 |
|--|--|
| ◆温室効果ガス（二酸化炭素）排出量 平成25（2013）年度比 39%削減 ^{※1} | 1,803千t-CO ₂ ^{※2} （令和4（2022）年度） 【平成25（2013）年度比 26.9%削減】 |
| ◆エネルギー使用量 平成25（2013）年度比 21%削減 ^{※1} | 18,801TJ ^{※2} （令和4（2022）年度） 【平成25（2013）年度比 16.8%削減】 |
| ◆再生可能エネルギーを利用する 区民の割合^{※3} | 増加 6.3% ^{※4} （令和4（2022）年度） |

※1 区全体の温室効果ガス排出量について、令和12（2030）年度において平成25（2013）年度比46%削減を達成するために、令和9（2027）年度の時点で達成すべき水準

※2 出典：東京都提供資料

※3 アンケート調査により把握

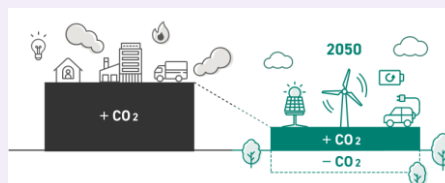
※4 出典：「渋谷区の環境に関する区民意識調査」（令和4（2022）年6月15日～7月19日実施）

コラム

カーボンニュートラルとは？

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを指します。政府は2020年10月、2050年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、その合計を実質ゼロにすることを宣言しました。

また、この実現に向けて世界でも取組が進んでおり、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」を目標に掲げています。区、区民、事業者等において、それぞれ取り組めることがあります。



カーボンニュートラルイメージ図
出典：脱炭素ポータル（環境省）

意識

環境のために一人ひとりが意識を変え、 「賢い選択」によって、大きな力を生み出すまち

「省エネ製品の選択」、「エネルギー調達の選択」、「所有から使用への選択」。一人ひとりが意識を変え、暮らし、活動のあらゆる場面で、持続可能な社会、カーボンニュートラルの実現に向け、賢い選択を重ねていく。

それが渋谷区らしいライフスタイル、ビジネススタイルとして浸透し、大きな動きとなって、さらに多くの人の意識と行動を変えていく。

学び、行動し、つながり、それが新たな意識と行動を生み出すまちをつくる。

数値目標

| 令和9（2027）年度の目標値 | 現状値 ^{※2} |
|--|-------------------------------|
| ◆「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」ことを「大変そう思う」と考える区民の割合 ^{※1} | 80% 66.3% （令和4（2022）年度） |
| ◆地域における環境保全のための活動（緑化、美化、リサイクル、環境保護等）に参加しており、今後も行いたいと考える区民の割合 ^{※1} | 50% 31.0% （令和4（2022）年度） |

※1 アンケート調査により把握

※2 出典：「渋谷区の環境に関する区民意識調査」（令和4（2022）年6月15日～7月19日実施）

コラム

環境ラベルで、未来にやさしいお買い物

エシカル（倫理的）消費とは、日々の買い物の中で「社会や環境に配慮した選択をすること」をいいます。例えば、障がい者支援につながる商品や寄付付きの商品を選ぶこと、また、被災地の課題に取り組むお店を応援することなどが挙げられます。

その中でも始めやすい取り組みの一つが、環境ラベルの付いた商品を選ぶことです。環境ラベルとは、商品やサービスがどのように環境負荷の低減に貢献しているかを示すマークや目印のことです。環境にやさしいモノやサービスを選びたいときに、とても参考になります。



エコマーク

【身近な環境ラベルと製品】

MSC「海のエコラベル」⇒鮮魚、水産加工品、魚の缶詰など

レインフォレスト・アライアンス認証マーク⇒コーヒー、果物、茶類など

FSC 認証⇒コピー用紙、ノート、ティッシュペーパーなど

エコマーク⇒ノート、タオル、トイレトペーパーなど

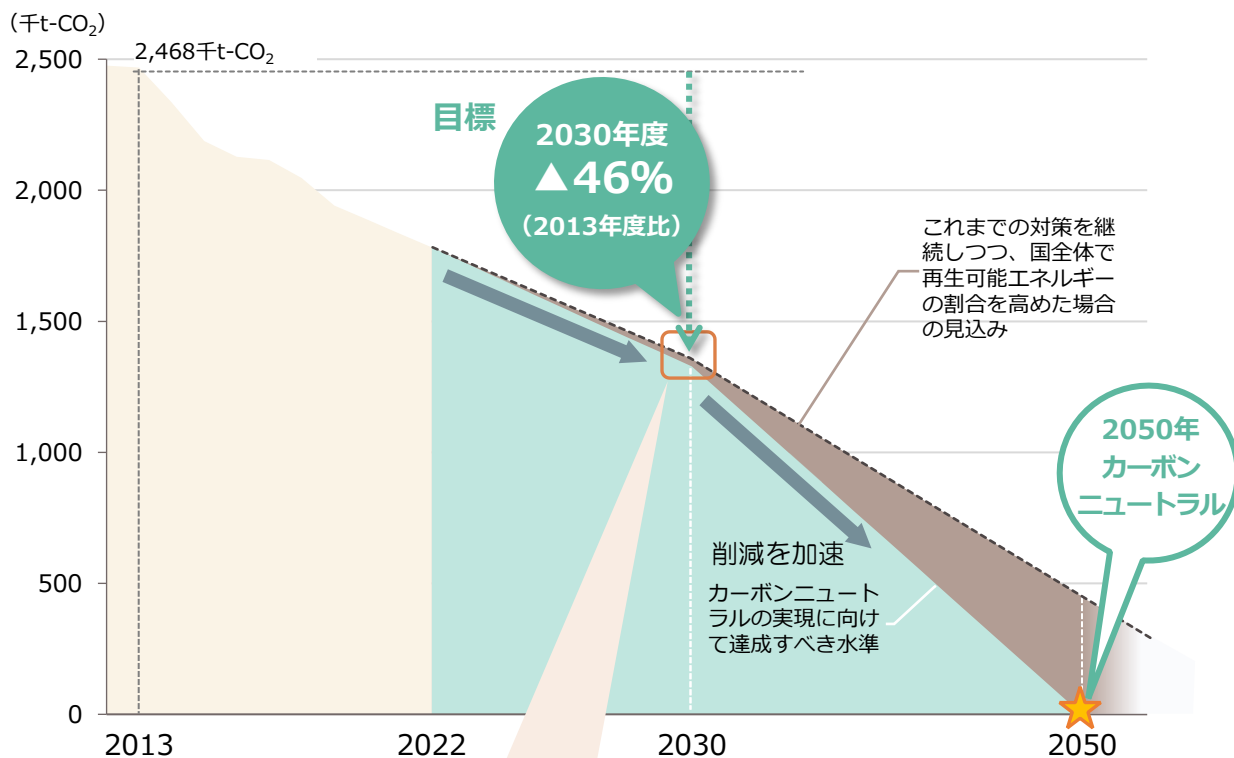
出典：環境ラベル等データベース（環境省）、消費者庁ホームページ

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて

温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素は、電気やガス、ガソリンなどのエネルギーの消費、プラスチックごみの焼却やその他ごみの焼却に用いる化石燃料などから発生します。

これまで続けてきた省エネルギー対策やごみ削減のほか、国全体で進む再生可能エネルギーの利用拡大などによって二酸化炭素排出量は徐々に減少することが見込まれます。しかし、それだけでは2050年カーボンニュートラルを達成することは困難です。

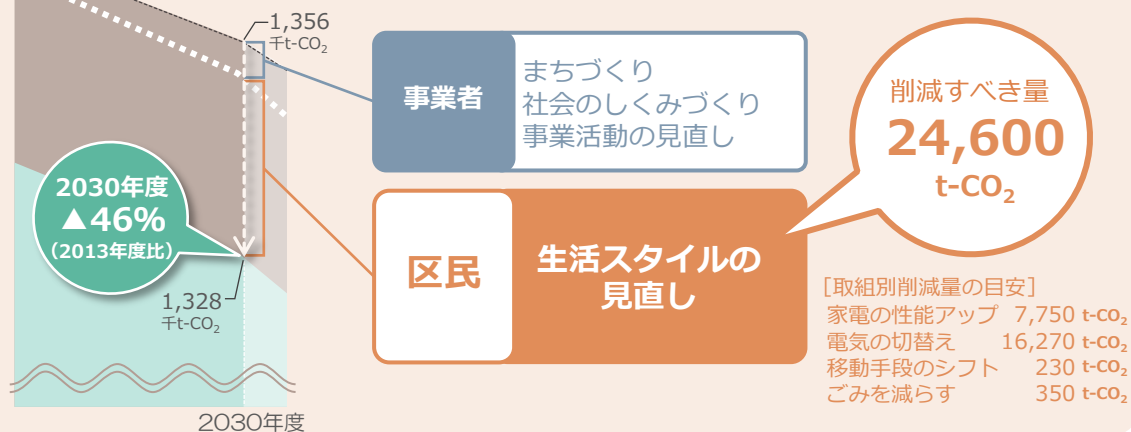
目標の達成に向け、一人ひとりが生活スタイルを変えていくことが必要とされています。



2030年度の拡大図

渋谷区の2030年度目標達成に必要な削減量と取組

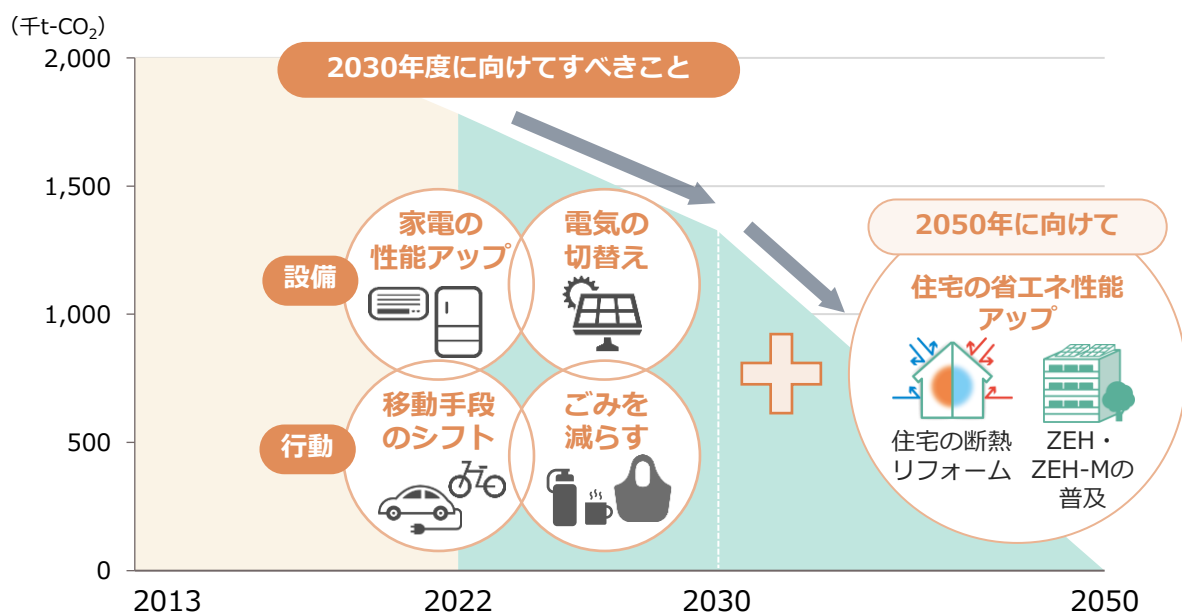
渋谷区の2030年度目標を達成するには、事業者の努力による削減に加え、区民の取組によって24.6千t-CO₂の削減が必要です。



～ 今、求められる生活スタイルの見直し ～

はじめよう！ 生活スタイルの見直し

一人ひとりにできること、その一つ一つの効果は小さくても、できる限り多く、早く実践することで、CO₂の大きな削減につながっていきます。



2030年度に向けてすべきこと

削減効果

| | 2030年度に向けてすべきこと | 削減効果 |
|---------|--|---|
| 設備のチェンジ | 家電の性能アップ 古い家電（エアコン、冷蔵庫、照明、テレビなど）を新しいものに買い替えるだけで、省エネ性能が向上してCO ₂ と光熱費の削減につながります。 | 10年前のエアコン、冷蔵庫、テレビ、シーリングライトを各1台買い替えると 合計 110 kg-CO₂/年 |
| | 電気の切替え 太陽光発電、家庭用燃料電池を導入することで、大幅にCO ₂ が削減されます。 電気の契約を再エネ電力に切り替えることでも、CO ₂ 削減に貢献できます。 太陽光発電：太陽の光を利用して電気をつくります。 家庭用燃料電池：都市ガスから製造される水素と空気中の酸素で発電し、同時にお湯をつくることで、大きな省エネにつながります。 | 太陽光発電（4kW）1件を導入すると 2,400 kg-CO₂/年 家庭用燃料電池を1台導入すると 1,330 kg-CO₂/年 |
| 行動のチェンジ | 移動手段のシフト 移動手段を、CO ₂ 排出が少ない公共交通（電車・バス）や、自転車、ZEVに変えます。 ZEV：走行時に排出ガスを出さない電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車 | 1kmの移動をガソリン車以外の交通手段に変えると 0.1 kg-CO₂/人km |
| | ごみを減らす 繰り返し使えるマイバッグやマイボトルなどを使う、水分を多く含む生ごみを減らす、資源とごみの分別を徹底することなどにより、焼却されるごみを減らします。 | 分別を徹底した上で可燃ごみを1人1日31g減らすと 1.45 kg-CO₂/人年 |

ロードマップ

2030年度目標（2013年度比▲46%）達成に向けた区の実施

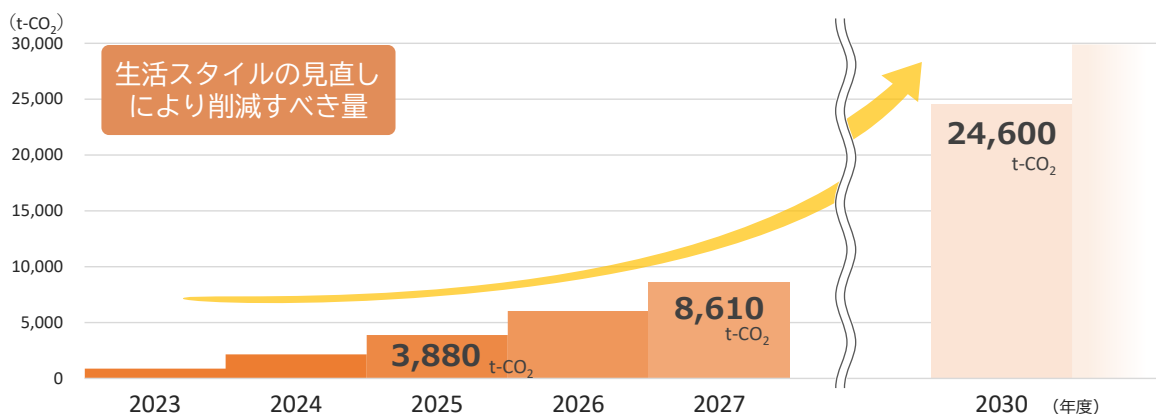
目標達成に向け、次のロードマップを基に二酸化炭素の削減の実施を着実に進めていきます。

| 取組 | 行動計画 | | | | | | |
|-------------|------------------------------|---------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|----------------|
| | 第1期 | | | | 第2期 | | 令和12 (2030) |
| | 令和 4 (2022) | 令和 5 (2023) | 令和 6 (2024) | 令和 7 (2025) | 令和 8 (2026) | 令和 9 (2027) | |
| 設備の チェンジ | 家電の 性能アップ | 省エネ家電 買替等支援事業 | | | | | |
| | | 区民、事業者への情報提供、普及啓発 | | | | | |
| | 電気の切替え | 家庭用燃料電池システム設置費用助成事業 | | 再生可能エネルギー電力利用促進助成事業 | | | |
| 行動の チェンジ | 移動手段の シフト | 自転車通行環境等の整備、コミュニティサイクルの運営 | | | | | |
| | | コミュニティバスの運行 | | | | | |
| | | EVコミュニティバスの運行 | | | | | |
| | | 電気自動車等用充電設備導入助成 | | | | | |
| | | ZEVの導入・普及啓発 | | | | | |
| ごみを減らす | 生ごみコンポストや生ごみ処理機の購入補助金の導入 | | | | | | |
| | 集団回収への支援、拠点回収の充実 | | | | | | |
| | プラスチックの資源回収 リターナブル容器の導入支援 | | | | | | |
| まちづくり | 住宅、事業所のZEH・ZEB化等の促進 | | | | | | |
| | 都市の脱炭素化 | | | | | | |

注) 本ロードマップは本計画策定時点のもので、取組の進捗や社会経済情勢の変化に応じて随時見直しを行いながら取組を進めます。

行動計画期間の削減量

ロードマップに基づく取組を進めることで、行動計画の期間に見込む二酸化炭素排出の削減量は次のとおりです。



| 取組 | | 削減量〔累計〕 (t-CO ₂) | | | | |
|-------------|---|------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | 令和5 (2023) | 令和6 (2024) | 令和7 (2025) | 令和8 (2026) | 令和9 (2027) |
| 設備の チェンジ | 家電の性能アップ | 270 | 680 | 1,220 | 1,900 | 2,710 |
| | 必要水準 10年以上前の家電を取り替えた世帯数(累計) | 2,470世帯 | 6,170世帯 | 11,000世帯 | 17,270世帯 | 24,700世帯 |
| | 電気の切替え | 570 | 1,420 | 2,560 | 3,960 | 5,700 |
| | 必要水準 太陽光発電新規導入世帯数(累計) | 200世帯 | 500世帯 | 900世帯 | 1,400世帯 | 2,020世帯 |
| | 必要水準 家庭用燃料電池新規導入世帯数(累計) | 65世帯 | 160世帯 | 290世帯 | 450世帯 | 640世帯 |
| 行動の チェンジ | 移動手段のシフト | 10 | 20 | 40 | 60 | 80 |
| | 必要水準 自動車を保有する区民が1人当たり1kmの移動をガソリン車以外の手段に変えた回数 | 5回/年 | 13回/年 | 23回/年 | 35回/年 | 51回/年 |
| | ごみを減らす | 10 | 30 | 60 | 90 | 120 |
| | 必要水準 1人1日当たりの可燃ごみ削減量 | 現状から 1g | 3g | 5g | 8g削減 | 11g削減 |
| | 合計 | 860 | 2,150 | 3,880 | 6,010 | 8,610 |

(2) 施策体系

計画が目指す
渋谷区の姿

| 分野 | 目標 | 方針 |
|----|----|----|
|----|----|----|

変えよう意識を、
動かそう今すぐ
みんなのために、
自分のために

持続可能な社会とカーボンニュートラルの実現に向け、
一人ひとりが意識を変え、行動するまちへ



くらし

世界中から訪れる人々に誇れる
快適で美しいまち

1-1 安心して暮らせる
まちをつくる

1-2 快適に過ごせる
まちをつくる



みどり・
生きもの

小さなみどりがつながり、
多様な生きものを育む、
みどり豊かなまち

2-1 みどりと生きものを
育む

2-2 魅力的で質の高い
みどりを創出する



資源・ごみ

可燃ごみの焼却から脱却し、
ごみとなるものを生み
出さないまち

3-1 ごみとなるものを
減らす

3-2 適正に処理する



エネルギー
・温暖化対策

カーボンニュートラルの
実現に向け、
エネルギーの効率的な利用
と脱炭素化を一丸となって
進めるまち

4-1 暮らし・事業活動の
脱炭素化を進める

4-2 建物・まちの
脱炭素化を進める

4-3 気候変動による影響
に適應する



意識

環境のために一人
ひとりが意識を変え、
「賢い選択」によって、
大きな力を生み出すまち

5-1 意識を変える

5-2 行動を促す

| 施策の方向 | 主な施策 | リーディングプロジェクト |
|--------------------------------|--|---------------------------|
| ★：リーディングプロジェクトを設定する重点施策 | | |
| 1-1-1 生活環境の保全 | 大気環境の監視・測定、 自動車騒音の監視 等 | 渋谷クリーン プロジェクト |
| 1-2-1 喫煙ルール徹底 | 路上喫煙者への過料処分 等 | |
| 1-2-2 落書きやシール貼等への 対策の推進 | 渋谷区落書き対策プロジェクト★、渋谷区ポイ捨て対策プロジェクト★ | |
| 1-2-3 人にやさしい きれいなまちづくり | 人にやさしいまちづくりの推進 等 | |
| 2-1-1 みどりと生物多様性の保全 | 緑道の整備、保存樹木等の指定 等 | みどりの渋谷 プロジェクト |
| 2-2-1 みどりの創出 | 多様な緑化による「見えるみどり」の 創出、みどりと防災の公園づくり★ 等 | |
| 2-2-2 みどりの啓発 | ふれあい植物センターの拠点化 等 | |
| 3-1-1 食品ロスの削減 | 食品ロスに関する普及啓発、 食品リサイクルの推進 等 | 渋谷むだなし プロジェクト |
| 3-1-2 リデュース・リユースを軸と した3Rの推進 | リサイクルセンターの運営と情 報発信★、集団回収・拠点回収 の充実・拡大 等 | |
| 3-1-3 事業系ごみ対策の推進 | 事業者への意識啓発・指導の徹底 等 | |
| 3-2-1 適正処理の推進 | 分別・排出の徹底 等 | |
| 4-1-1 気候危機意識の共有 | 気候変動適応に関する普及啓発 | 渋谷 グリーンエネルギー プロジェクト |
| 4-1-2 暮らし・事業活動の脱炭素化 | 創エネルギーと再生可能エネ ルギー電力の導入促進 等 | |
| 4-1-3 移動の脱炭素化 | 自転車利用の促進、ZEVの導入 促進 等 | |
| 4-2-1 住宅・建物のゼロエミ化 | 住宅、事業所のZEH・ZEB化等の 促進、区有施設の脱炭素化★ | |
| 4-2-2 都市の脱炭素化 | 開発事業における環境配慮の促進 等 | |
| 4-3-1 風水害への対策 | 都市型水害への対策、防災情 報の共有・普及啓発 等 | |
| 4-3-2 暑熱対策・ヒートアイランド対策 | 暑熱対策・ヒートアイランド対策 に関する普及啓発 等 | |
| 4-3-3 熱中症・感染症対策 | 熱中症対策の推進、感染症に関す る普及啓発 | |
| 5-1-1 情報発信・広報 | 環境情報の提供、環境に関する 普及啓発の推進 等 | |
| 5-1-2 環境学習・環境教育の推進 | 環境イベント・環境講座の実施 等 | |
| 5-2-1 行動と協働の促進 | 情報交換・情報共有の場づくり、 人材の育成と活用★ 等 | |
| 5-2-2 区役所の率先行動 | 区有施設における再生可能エネ ルギー等の導入促進 等 | |

第2章 行動計画

2.1 リーディングプロジェクト【第2期】

くらし 渋谷クリーンプロジェクト

① 渋谷区落書き対策プロジェクト

落書きは、街の美観を損ね、住民や来街者が不快感を抱く原因となります。また、落書きを放置することで、「管理されていない場所。」「この程度なら許される。」といった誤ったメッセージを送ることとなり、『割れ窓理論』として知られるように、街全体の治安の悪化につながる懸念があります。渋谷区落書き対策プロジェクトでは、「アート&ローカル」の力を主軸として、地域の様々な関係者と連携強化を図ることで、落書きの無い、きれいなまち渋谷の実現を目指します。

ミッション

落書きの消去と防止活動に取り組む協働の仕組みを構築し、落書きの無い、きれいなまち渋谷の実現を目指す

現 状

一度消去しても再度落書きされてしまう現状の課題があります。落書きの再発防止効果を高める総合的な事業として、地域（「ローカル」）を巻き込み、シビックプライドを醸成しながら落書き対策を進める「アート&ローカル」の力を主軸として、これまでの「らくがき消去サポーター事業」及び「シブヤ・アロープロジェクト」を拡充して進めていきます。

また、広報事業を拡充し、本事業を世界中に発信していくことで、認知拡大を図るとともに、『街のみんなで落書きを消す』『汚すのではなくアートで彩る』ことを渋谷の一つのカルチャーとして確立を目指します。

取組概要

- ・ らくがき消去サポーター事業（落書き消しボランティア）
区民、事業者及びボランティア団体などを落書き消去活動への協力者（サポーター）として募集し、定期的に落書き消去イベントを開催することで、落書きの絶対量を削減するとともに、地域社会が一体となって落書きをさせないまちを目指します。
- ・ シブヤ・アロープロジェクト（落書き防止アート）
アートが施されたところは、何も描かれていないところと比べて落書きをされにくくなります。こうした特性を活かし、地域と協働したアートを描くことで、落書きを無くすとともに、街に彩りを加えます。



落書き対策プロジェクト PR資料

② 渋谷区ポイ捨て対策プロジェクト

コロナの収束後、インバウンドを含む来街者の増加に伴い、渋谷駅周辺を中心にポイ捨てごみが急増し、関連する陳情も増加しています。こうした状況を踏まえ、「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」を一部改正し、ポイ捨てを行った者及びごみ箱未設置店舗等への過料処分を規定するとともに、大規模な周知活動を展開することで、新たなルールの認知度を高めます。加えて、夜間を含む巡回パトロールを強化し、ポイ捨て者に対する過料徴収などを実施することで、ポイ捨て行為に対する抑止力を高めます。

さらに、令和8（2026）年度からの3か年をポイ捨て対策に集中的に取り組む重点期間と定め、『渋谷区ポイ捨て対策プロジェクト』を立ち上げるとともに、“きれいな渋谷をみんなでつくる”という条例の本旨に則り、清掃ボランティアへの支援拡充をプロジェクトの核と捉え、区民と事業者そして区が一体となって、協力して環境美化に取り組むことで、誰にとっても清潔で快適な、世界に誇れる“きれいなまち渋谷”の実現を目指します。

ミッション

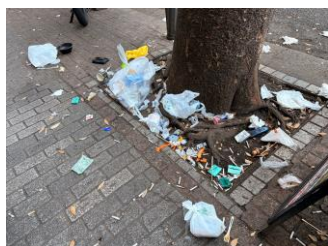
ポイ捨てごみの無い、世界に誇れる“きれいなまち渋谷”を実現する

現 状

渋谷駅周辺をはじめ、飲食容器やたばこの吸い殻などのポイ捨てが目立ち、歩行空間の清潔さや快適さを損なう状況となっています。渋谷区では、これまで、ごみの持ち帰りを基本方針とし、地区美化活動などの協力を得て、まちの美化に努めてきましたが、現状行政だけでは全ての対応ができない状況となってきています。また、指導員や啓発員によるポイ捨て者への指導や条例に基づく事業者等への回収容器設置等の協力をお願いしてきましたが、実効性に課題があり、十分な効果を発揮することができませんでした。

取組概要

- ・ 清掃ボランティア活動支援事業
清掃ボランティアへの支援を拡充し、ボランティア参加者の増加などを図ることで、地域協働型のきれいなまちづくりを推進します。
- ・ ポイ捨て者への過料処分
指導員及び啓発員による夜間を含む巡回パトロールを強化し、違反者に対しては過料徴収などを実施することで、ポイ捨て行為に対する抑止力を高めていきます。
- ・ ごみ箱未設置店舗等への過料処分等
飲食料販売事業者や自動販売機設置・管理者へのごみ箱設置を義務化し、未設置者への設置命令や過料徴収などを実行することで、改正条例の実効性を高めます。



清掃ボランティア活動の様子

渋谷区ポイ捨て禁止ルール

みどり・生きもの

みどりの渋谷プロジェクト

みどりと防災の公園づくり

木造密集地域で防災機能の確保が課題となっている本町地区の一部を対象に、地域の防災性向上を図るまちづくりを進めていく中で、地域住民の意見を取り入れながら地域の憩いの場となる空間を整備し、樹木等の植栽を施すことで、地域の防災機能の強化を図りつつ、みどりの創出を推進します。

ミッション

木造密集地域の空き地を活かしてみどりを増やす

現 状

本町地区の一部は木造密集地域であり、緑視率の低い地点が多く、みどりが少ない状況です。また、区内には緑視率が低く、公園が乏しい地域も存在しています。こうした地域では、防災機能を高めつつ、緑の確保や公園整備を進めることが重要です。

取組概要

- ・ 本町区民施設の区域を公園に転換する際、豊かなみどり環境の創出と防災性向上を図り、安全・安心への配慮を行います。あわせて、ワークショップを開催し、住民の意見を反映しながら、地域の理解と協力、行政の支援が両輪となって機能することを目指します。

コラム

全国の森林を守る「森林環境譲与税」の役割

令和6（2024）年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として毎年1,000円を「森林環境税」として負担することになりました。この税金は、全国の森林を守り、未来に引き継ぐための大切な財源になります。森林整備や人材育成、環境教育、木材利用など主な使い道が定められています。

渋谷区では、森林環境譲与税を公共建物の建築の際に使用する木材利用等に活用しています。

令和5（2023）年度には、老朽化した千駄ヶ谷区民複合施設の建て替えにあたり、施設のエントランスの天井ほか、各フロアーの壁・天井、集会室舞台下地、外壁木ルーバー等に国産木材を活用しました。



「SCC 千駄ヶ谷コミュニティセンター」外観と内観
出典：林野庁ホームページ、渋谷区ホームページ

資源・ごみ 渋谷むだなしプロジェクト

リサイクルフェス

家庭で不用になった生活用品を有効に活用するため、区と区民の自主運営団体（リサイクルバザール実行委員会）が協働してリサイクルバザールを開催しています。

区内の消費者団体や生活環境支援団体を中心に、一般の区民も参加し、洋服や雑貨などのリサイクルバザーが行われています。

今後も継続的に開催を行い、区と区民が一体となって持続可能なまちづくりを進めます。

ミッション

区民や区内団体と協働し、リユースを広げ、循環型社会の実現に貢献する

現 状

区の資源量は増加しており、その要因の一つとしてプラスチック資源回収の開始が挙げられますが、家庭から排出される可燃ごみには約10%の資源化可能物が含まれている状況です。そのため、リユース・リサイクルの一層の推進が必要です。また、食品ロス問題への区民の関心は高いものの、日常的に利用する飲食店での食品ロス削減の取組は十分に広がっていない状況です。

取組概要

- 区と区民の自主運営団体が協働して、リサイクルバザールを開催します。また、区ではリサイクルバザール会場において、「食品ロス」を減らす取組としてフードドライブを実施し、再使用できるおもちゃや食器・調理器具等の回収も予定しています。

コラム

食品ロスを減らすためにできること

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本では1人あたり毎日おにぎり1個（約102g）を捨てていると言われています。

渋谷区では食品ロスを減らすため、家庭で余った食品を持ち寄り、福祉団体やフードバンクに寄付する「フードドライブ活動」を行っています。集められた食品は、必要とする人へ届けられます。

この活動は、以下の場所などで行っています。

- 渋谷区清掃事務所
- 本町リサイクルセンターの常設窓口
- 渋谷区リサイクルバザール会場や地域イベント



フードドライブ実施中の「のぼり」と集まった食品など

出典：環境省エコジーン、農林水産省ホームページ、渋谷区ホームページ

渋谷区内における再生可能エネルギー等の導入の推進

区では、区有施設に再生可能エネルギー比率の高い電力をより多く供給するため、電力リバースオークション制度等を活用し、コスト効率と環境性能を両立させるような取組等を行います。さらに、区民に対しては、再生可能エネルギー電力利用促進助成を行い、住宅における再生可能エネルギー電力の導入を促進します。また、民間施設に対しても、区が行う取組を紹介し、導入の後押しを行います。こうした取組を通じて、区が率先して温室効果ガス排出量の削減と持続可能なまちづくりを推進します。

ミッション

区が率先して再生可能エネルギー等の導入や利用促進を行うとともに、区民、事業者等への普及啓発を進める

現 状

区では、令和6（2024）年度までに再生可能エネルギーや廃棄物等による発電電力を導入した区有施設は延べ30施設となっています。再生可能エネルギーの導入は着実に進んでいますが、脱炭素社会の実現に向け、さらなる積極的な導入が必要です。また、再生可能エネルギーを利用する区民の割合は6.3%（令和4（2022）年度）となっており（P. 18）、渋谷区の脱炭素を推進するためには、さらなる普及啓発が必要です。

取組概要

- ・ 区有施設において、再生可能エネルギー比率の高い電力や、カーボンニュートラルなエネルギーを導入します。
- ・ 電力リバースオークション制度等を活用し、コスト効率と環境性能の両立を意識します。
- ・ その他、脱炭素実現に向けた方策についても検討を行います。
- ・ 区民への普及啓発を図るため、再生可能エネルギー電力利用促進助成事業を実施します。

コラム

再生可能エネルギー100%由来の電力

再生可能エネルギー100%由来の電力とは、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスなど、持続的に利用できる非化石エネルギーを使ってつくられた電力のことです。

主なメリットは次のとおりです。

- ・ 発電設備を設置しなくても、電力契約の切り替えだけで利用できる
- ・ CO₂排出量が実質ゼロになる

区では、家庭の電力を切り替える際のサポートを行っています。

出典：渋谷区ホームページ、環境省ホームページ

シブヤ若者気候変動会議

渋谷区では令和4（2022）年度、次代を担う若者が気候変動抑制について自由に意見交換する場として「シブヤ若者気候変動会議」を設けました。環境問題を学んだ上で、意識改革や行動変容の仕組みづくりを提案し、社会に発信することで、渋谷区から気候変動対策の浸透を図ります。

ミッション

渋谷から、次代を担う若者のアイデアで気候変動対策を広げ、持続可能な未来を築く

現 状

脱炭素社会の実現には、区民の意識改革と行動変容が不可欠です。特に次代を担う若者の参画は重要であり、渋谷区内には在住、在学、在勤、または環境活動に取り組む若者が多く存在しています。こうした若者が気候変動対策を「自分事」として捉え、主体的に意見を発信する機会を創出しています。

取組概要

- ・ 次代を担う若者が自由闊達に意見を交換する機会を設け、気候変動の根本的原因である二酸化炭素（CO₂）の排出削減について、主に意識改革・行動変容の観点から仕組みづくりを提案し、社会に発信するものです。渋谷区民を越えて多くの人々に、若者が議論した気候変動対策を浸透させ、渋谷区から意識改革と行動変容をもたらす契機とします。

コラム

渋谷環境シンポジウム

渋谷区では、一人ひとりの環境意識を高め、行動変容を促すことを目的に、区民等を対象に渋谷環境シンポジウムを開催しています。

このシンポジウムでは、気象予報士などの学識経験者による基調講演や、シブヤ若者気候変動会議で若者が考えたアイデアのピッチや発表などを行っています。

また、渋谷区らしい持続可能なライフスタイル、事業活動を実践する個人、事業者、団体を募集（自薦または他薦）し、選考委員会による選考を経て、区が表彰する取組『渋谷サステナブル・アワード』の受賞者の紹介も行っています。



出典：渋谷区ホームページ

2.2 各分野の施策

<各分野の施策に基づく行動計画の見方>

各分野の施策に基づく行動計画は、渋谷区環境基本計画2023の施策ごとに、①区民・事業者・来街者・一事業者としての区役所の環境保全に向けた行動の指針、②計画に掲げる環境施策を進めていくために区が進める具体的な事業の内容を示します。

各施策の行動計画の見方は、次のとおりです。

| | | | | | |
|---|--|-----------|-----|-------|---|
| 1-1 安心して暮らせるまちをつくる | | | | | |
| 1-1-1 生活環境の保全 | | | | | |
| <p>区民が安心して暮らせるまちをつくるため、大気環境の改善、自動車騒音、工場・作業場や建設工事等からの騒音・振動、日常生活騒音、飲食店の臭気などの近隣公害等への対応を進めるとともに、環境や健康に悪影響を及ぼす恐れのある化学物質の適正管理を進めます。</p> | | | | | |
| ①大気環境の監視・測定 | | | | | |
| | 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
| | 光化学スモッグ注意報・警報に注意し、発令時は不要不急の外出を控えます。 | ● | ● | ● | |
| | PM2.5の注意喚起情報に応じて、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動を減らす、体調の変化に注意するなどの対応をとります。 | ● | ● | ● | |
| | 自主的にばい煙、排水、騒音の測定を行い、適正な管理に努めます。また、測定データは積極的に公表します。 | | ● | | ● |
| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 | |
| | 大気汚染物質の監視の継続、その結果の公表、施策への反映の検討 | 大気汚染の常時監視 | 継続 | 環境整備課 | |

渋谷区環境基本計画2023に示した施策の方向性の概要

施策名

区民・事業者・来街者・一事業者としての区役所の環境保全に向けた行動の指針

計画に掲げる環境施策を進めていくために区が進める具体的な事業の内容

(1) くらし

1-1 安心して暮らせるまちをつくる

1-1-1 生活環境の保全

区民が安心して暮らせるまちをつくるため、大気環境の改善、自動車騒音、工場・作業場や建設工事等からの騒音・振動、日常の生活騒音、飲食店の臭気などの近隣公害等への対応を進めるとともに、環境や健康に悪影響を及ぼす恐れのある化学物質の適正管理を進めます。

①大気環境の監視・測定

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| 光化学スモッグ注意報・警報に注意し、発令時は不要不急の外出を控えます。 | ● | ● | ● | |
| PM2.5の注意喚起情報に応じて、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動を減らす、体調の変化に注意するなどの対応をとります。 | ● | ● | ● | |
| 自主的にばい煙、排水、騒音の測定を行い、適正な管理に努めます。また、測定データは積極的に公表します。 | | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|--------------------------------|-----------|-----|-------|
| | 大気汚染物質の監視の継続、その結果の公表、施策への反映の検討 | 大気汚染の常時監視 | 継続 | 環境整備課 |

②自動車騒音の監視

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---------------------------|----|-----|-----|---|
| 深夜、早朝の自動車利用の際に音の発生に配慮します。 | ● | ● | ● | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-------------------------------|---------------------------|-----|-------|
| | 自動車騒音の監視の継続、その結果の公表、施策への反映の検討 | 区内幹線道路の自動車騒音観測実施及び公表(年1回) | 継続 | 環境整備課 |

③自動車交通による大気汚染等の発生抑制に向けた取組の推進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--------------------------------------|----|-----|-----|---|
| 自動車の購入、利用の際には、低公害車や燃費の良い自動車を選びます。 | ● | ● | ● | ● |
| 業務用車の利用削減計画や、排ガス削減計画を策定し、計画の実行に努めます。 | | ● | | |
| 来客等に自動車利用を控えるように呼びかけます。 | | ● | | ● |
| エコドライブを実行します。 | ● | ● | ● | ● |
| 自動車の定期的な整備・点検を行います。 | ● | ● | ● | ● |
| 環境に配慮した自動車、燃料の使用を取引先に働きかけます。 | | ● | | ● |
| アプリ等で情報を集め、最適なルートで運転時間を減らします。 | ● | ● | ● | ● |

| | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|-----------------|---|--------------------------------|----------|-----------|
| 区の実 実施 計画 | 低公害車導入の促進 | 中小企業に対し、低公害車購入のための融資をあっせん | 継続 | 産業観光課 |
| | ZEV車両の導入 | 導入の検討 | 継続 | 総務課 |
| | | 電気自動車の維持管理 | 継続 | |
| | | 既保有 6台 | 既保有 6台予定 | |
| | 渋谷駅周辺における自動車の乗入規制をはじめとする広域的な取組による自動車利用の抑制 | 駐車場地域ルールによる附置義務駐車台数の減免 | 継続 | 渋谷駅中心五街区課 |
| | | 既減免台数 658台 (R7.12時点、今後変更予定) | 増加 | |
| | | 地域荷捌場の整備 | 継続 | |
| | | 既整備箇所数 3箇所 | 継続 | |
| | | 駐車場ネットワークの整備 | 工事 | |
| | 既整備箇所数 5箇所 (今後1箇所 追加予定) | 継続 | | |

④騒音・振動・悪臭の防止等に係る事業所への指導

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 地域とのつながりを重視して、近隣に配慮した事業活動に努めます。 | | ● | | ● |
| 公害防止に関する協定を結ぶなどして、住民への情報公開や立入の仕組みを構築し、良好な関係を築くよう努めます。 | | ● | | ● |
| 低騒音型など環境配慮型機器の開発や販売を進めます。 | | ● | | |
| 環境負荷のより少ない新たな設備や技術の導入に努めます。 | | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|----------------------|------------|-----|-------|
| | 建設工事時における騒音、振動の軽減の指導 | 工事業者に対する指導 | 継続 | 環境整備課 |

⑤近隣公害に関する相談への対応

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---------------------------------------|----|-----|-----|---|
| 近隣に生活音が響かないよう、空調や家電を使用する時間帯や音量に配慮します。 | ● | ● | | ● |
| 自治会等、地域で生活環境について話し合い、環境に配慮する機運を醸成します。 | ● | | | |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|---------------------------|-----|-----|-------|
| | 「渋谷区特定商業施設の立地調整に関する条例」の運用 | 継続 | 継続 | 産業観光課 |

コラム

次世代自動車

【燃料電池自動車（FCV）とは？】

車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車です。特に水素を燃料とする場合、排気されるのは水素と酸素の化学反応による水のみで、CO₂を排出しない究極のエコカーといわれています。

【電気自動車（EV）とは？】

バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車です。走行時の排出ガスは一切なく、騒音も大幅に減少します。

【低公害車とは？】

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車の総称です。水素自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車など、環境への負荷が少ない車が含まれます。

区では、こうした自動車を使用しやすくするサポートを行っています。

出典：環境省ホームページ

⑥有害化学物質への対策

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 建築物の解体時にアスベスト使用状況を調査し、飛散防止のために適切な措置を行います。 | ● | ● | | ● |
| 有害化学物質の発生が懸念される製品、建材等の購入、使用を控えます。 | ● | ● | | ● |
| 水銀含有蛍光灯など、有害化学物質を含むごみは、ルールに沿って分別、廃棄します。 | ● | ● | | ● |
| 有害化学物質の使用、移動及び排出の状況を把握し、管理を徹底します。 | | ● | | ● |
| 製品の製造段階から、生産、消費、廃棄などにおける有害化学物質の発生を予測し、対策を検討します。 | | ● | | |
| 大気中、土壌中のダイオキシン類濃度変化を計測し、データを公表します。 | | ● | | ● |

| | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|-----------------|--|---------------|-----|--------|
| 区の実 実施 計画 | アスベスト除去・封じ込め工事業者に対する指導 | 継続 | 継続 | 環境整備課 |
| | 区のホームページや、パンフレット等の活用による、有害化学物質に関する最新の情報提供 | 継続 | 継続 | 環境整備課 |
| | 公共施設における、有害化学物質の発生が懸念される物品等の代替物への更新 (施設内装材や備品等) | 新設・改修の際に導入を検討 | 継続 | 各施設所管課 |
| | ダイオキシン類の排出規制に係る区の方針等を審議する「渋谷区ダイオキシン問題等審議会」の開催 | 必要に応じ随時 | 継続 | 環境整備課 |

1-2 快適に過ごせるまちをつくる

1-2-1 喫煙ルールの徹底

路上喫煙者を減らし、受動喫煙を防止することで、非喫煙者の健康を損なわない良好な都市環境を整備していきます。

①路上喫煙者への過料処分

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|------------|----|-----|-----|---|
| 路上喫煙をしません。 | ● | ● | ● | |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 | |
|--------|-------------|-----------|---------|----|-------|
| | 路上喫煙者への過料処分 | 路上喫煙者への過料 | | | 環境整備課 |
| | | 28,000件 | 29,000件 | | |
| | | 路上喫煙率 | | | |
| 0.40% | 0.35% | | | | |

②公共喫煙所の整備促進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|----------------------------------|----|-----|-----|---|
| 屋外で喫煙するときは、公共喫煙所等を利用します。 | ● | ● | ● | ● |
| 喫煙施設の配置を表示した案内板、サインを設置し、利用を促します。 | | ● | | ● |
| 喫煙所の設置の際は、受動喫煙に配慮した設計をします。 | | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|--------------|------------|-----|----|
| | 公共喫煙所の新設及び改修 | 公共喫煙所の設置件数 | | |
| 45件 | 51件 | | | |

③たばこの影響に関する情報の発信

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 公共の場所や職場等における受動喫煙防止や分煙の推進を従業員、職員に徹底します。 | | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|----------------|---|-------------------------------|-----------------|-------|
| | 路上喫煙に関するルール周知 | 屋外ビジョンや啓発ポスター等を利用した喫煙ルールの周知徹底 | 継続 | |
| たばこの影響に関する情報発信 | ①たばこの健康への影響についての啓発作成 ②たばこの健康への影響について区ホームページに掲載 | 継続 | | 地域保健課 |
| | | 啓発ポスター 1,000部作成・掲示 | 1,000部 作成・掲示 | |

1-2-2 落書きやシール貼等への対策の推進

誰にとっても清潔で快適な、世界に誇れる「きれいなまち渋谷」を実現するため、区民及び事業者等と協力して、渋谷駅周辺をはじめとする繁華街で多発している落書き、シール貼及びごみのポイ捨て行為をさせないための対策を進めます。

①渋谷区落書き対策プロジェクト

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---------------------------------------|----|-----|-----|---|
| 落書きをしません。 | ● | ● | ● | ● |
| 「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」に基づく活動に積極的に参加します。 | ● | ● | ● | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|---------------|---------------|-------------------------|---------|---------|
| | 落書き対策に関する広報活動 | 公式サイト等への年間アクセス件数 | 10,000件 | 15,000件 |
| 落書き消去面積 | | | 3,600㎡ | 3,600㎡ |
| らくがき消去サポーター事業 | 参加者総数 | 2,000人 | 2,500人 | |
| | | シブヤ・アロープロジェクト（落書き防止アート） | 56作品 | 74作品 |

②渋谷区ポイ捨て対策プロジェクト

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 自宅や事業所周辺の清掃、自主的美化活動に参加、協力します。 | ● | ● | | |
| 対象となる飲食料販売事業者や自動販売機の設置者・管理者は、条例に基づき、ごみ箱を設置し、適正に管理します。 | | ● | | ● |
| 敷地や建物にごみが捨てられないよう、常にきれいに保ちます。 | ● | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|------------------|----------------|--------------|---------|---------|
| | 清掃ボランティア活動支援事業 | 清掃ボランティア参加者数 | 20,000人 | 20,000人 |
| ポイ捨て者への過料処分 | ポイ捨て者への過料処分 | 400件 | 400件 | 環境整備課 |
| | | | | |
| 対象店舗におけるごみ箱設置義務化 | 対象店舗ごみ箱設置率 | 90% | 95% | 環境整備課 |
| | | | | |

③放置自転車対策

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|-----------------|----|-----|-----|---|
| 放置自転車の削減を徹底します。 | ● | ● | ● | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|--|------------------|-----|----|
| | 「渋谷区自転車等の放置防止等に関する条例」の運用による、放置自転車の発生防止 | 放置自転車に対する警告・撤去活動 | | 継続 |

1-2-3 人にやさしいきれいなまちづくり

高齢者や障がい者、妊産婦、けが人等、あらゆる人々が自由に安心して外出できるまちとしていくため、多くの人に利用される施設のバリアフリー化を推進します。また、地域の特性に応じた個性ある景観形成を推進し、まちの魅力を高めていきます。

①人にやさしいまちづくりの推進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| 全ての人のために使いやすい商品やサービスの提供に努めます。 | | ● | | ● |
| 不特定多数の人が利用する施設等は、全ての人のために使いやすいユニバーサルデザインに努めます。 | | ● | | ● |

| 区の 実施 計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|----------------|---------------------------------------|----------------------------------|-----|-----------|
| | 渋谷駅周辺地区 バリアフリー基本 構想の進捗状況の 公表 | 渋谷駅周辺に おける特定事業計画 の進捗管理及び確認 | 継続 | 渋谷駅中心五街区課 |
| | | 特定事業の実施 | 継続 | |

②地域に密着した良好な景観形成の推進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| 周辺の景観との調和に配慮する意識を持って、住宅、事業所の維持管理に努めます。 | ● | ● | | ● |
| 刺激的な色を避けるなど地域の景観に沿うように住宅や事業所の建設をします。 | ● | ● | | ● |
| 周辺景観を考慮し、色彩等に配慮した屋外広告物を掲示します。 | | ● | | ● |

| 区の 実施 計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|----------------|--|-----|-----|--------|
| | 公共施設の整備における、周辺景観と調和する形態、色彩、素材等の採用による、地域の良好な景観形成の先導 | 継続 | 継続 | 各施設所管課 |

(2) みどり・生きもの

2-1 みどりと生きものを育む

2-1-1 みどりと生物多様性の保全

区内に蓄積されてきた緑道、渋谷川等のみどりを管理しながら、区民等と協力して身近な樹木、樹林地の保全、小さな緑地の管理等を進め、水辺と緑地で形成される景観を活かした緑と水のネットワークを創出します。それにより緑と水の空間軸を実現し、歴史や文化を継承し自然を愛する心を育むシンボルとしていきます。

また、そこに生息する生きもの及びその多様性の保全を図り、質の高いみどりを育成していきます。

私たちの暮らしに不可欠な衣料品、食料品、建材、医薬品など、多くのものが多様な生物資源から生産されています。区内のみどりの管理と生物多様性の保全に加え、地球全体の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する区民等及び事業者の意識を醸成していきます。

①緑道の整備

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|------------------------------|----|-----|-----|---|
| 地域の緑道や公園など、地域の緑と調和した緑化に努めます。 | ● | ● | | ● |
| 緑道の改修計画づくりに参加、協力します。 | ● | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|---------------------------------------|-----|-----|-----------|
| | 玉川上水旧水路の水環境の保全及び既存施設等の景観に配慮した整備（都と連携） | 継続 | 継続 | 緑道・道路構造物課 |

②保存樹木等の指定

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|-----------------------------------|----|-----|-----|---|
| 保存樹木、樹林や地域で親しまれている樹木、街路樹等を大切にします。 | ● | ● | ● | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|-----------|----------------|-----|-------|-------|
| | 保全樹木、樹林指定制度の継続 | 継続 | 継続 | 環境政策課 |
| 保存樹木等管理助成 | 令和6年度より実施 | 継続 | 環境政策課 | |

③自主管理花壇の促進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--------------------------------|----|-----|-----|---|
| 公園や、緑道、道路上の花壇等の小さな緑地の整備に参加します。 | ● | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|---------------------|-----|-----|---------|
| | 公園や緑道、道路上の自主管理花壇の促進 | 継続 | 継続 | 公園課、道路課 |

④天然芝生化の推進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|----------------------|----|-----|-----|---|
| 校庭の芝生の維持管理に参加、協力します。 | ● | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|----------|-------------------|-----|------|-----|
| 天然芝生化の推進 | 公園の広場等への天然芝生化の検討 | | 継続 | 公園課 |
| | 公園の広場等への天然芝生の維持管理 | | 継続 | |
| | 維持管理件数 13公園 | | 13公園 | |
| | 区立小学校校庭の天然芝生の維持管理 | | 継続 | 学務課 |
| | 維持管理件数 3件 | | 3件 | |

⑤生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組の推進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 庭に鳥や昆虫のえさとなるような植物を育てます。 | ● | ● | | ● |
| 庭や敷地に生きものが立ち寄れるような緑、水場を設けます。 | ● | ● | | ● |
| 熱帯材型枠の使用削減・再利用、国産除間伐材の利用促進に努めます。 | | ● | | ● |
| 生態系の保護に配慮して生産された認証製品（FSC認証※1、MSC認証※2など）を積極的に選びます。 | ● | ● | ● | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|--|-------------------------------|------|--------|
| | 自然環境調査の実施 | 検討 | 検討継続 | 環境政策課 |
| | 「渋谷区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づく積極的な木材利用の推進 | 公共建築物の建築、公共工作物の整備の際に積極的に木材を利用 | 継続 | 各施設所管課 |
| | 特定外来生物に関する情報収集・区民への周知 | 実施 | 継続 | 環境政策課 |

※1 適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証（FM認証）」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流過程の管理の認証（CoC認証）」からなる国際的な認証制度。NPOであるFSC（Forest Stewardship Council：森林管理協議会）が運営

※2 持続可能で適切に管理されている漁業であることを認証する「漁業認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐCoC認証からなる国際的な認証制度。NPOであるMSC（Marine Stewardship Council：海洋管理協議会）が運営

2-2 魅力的で質の高いみどりを創出する

2-2-1 みどりの創出

多様な緑化による「見えるみどり」の創出、民間活力と連携した質の高い緑地整備等により、住宅地から商業地までまちのあらゆるところに魅力的なみどりを創出し、みどり豊かな都市景観の形成、にぎわいの創出につなげていきます。

また、グリーンインフラの考え方を取り入れながら、建築物の屋上緑化や壁面緑化、緑化を通じた緑陰の形成、道路などにおける街路樹の適切な管理等を推進し、快適な都市空間の形成、ヒートアイランド現象の緩和につなげていきます。

①多様な緑化による「見えるみどり」の創出

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|------------------------------------|----|-----|-----|---|
| 公園や道路のみどりの維持管理活動に参加します。 | ● | ● | ● | ● |
| 庭や屋上、ベランダなどで花や野菜等みどりを育てて楽しめます。 | ● | ● | | ● |
| 地域の緑道や公園など、地域のみどりと調和した緑化に努めます。〔再掲〕 | ● | ● | | ● |
| 住宅や事業所の生垣、屋上緑化、壁面緑化に努めます。 | ● | ● | | ● |
| 水辺と調和し、水辺の魅力が活きるまちづくりに取り組みます。 | | ● | | ● |

| 区の実 実施 計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|-----------------|---------------|-----------|-----|-------|
| | 生垣・屋上・壁面緑化の促進 | 生垣による緑化強化 | 継続 | 環境政策課 |
| 苗木、草花等の無料配布 | 公園等自主管理花壇で配布 | 継続 | 公園課 | |

②みどりと防災の公園づくり

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|------------------------------|----|-----|-----|---|
| 木造住宅密集地域などで緑化に協力します。 | ● | ● | | ● |
| みどりのための募金に協力します。 | ● | ● | | |
| ワークショップを開催し、地域住民等の理解と協力を得ます。 | ● | | | ● |

| 区の実 実施 計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|-----------------|------------|------------|----------|----------|
| | 空間の確保 | 3か年度で1か所整備 | | 木密・耐震整備課 |
| | 苗木の配布 | 配布 | 継続 | 文化振興課 |
| ワークショップの実施回数 | ワークショップの実施 | 継続 | 木密・耐震整備課 | |
| | 1回 | 1回 | | |

③公共施設の緑化推進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--------------------------------|----|-----|-----|---|
| 屋上緑化・壁面緑化の手法を研究し、可能な限り緑化に努めます。 | | | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|----------------------------|-----|-----|------|
| | 区有施設や公園等における緑化可能性の検討と緑化の推進 | 継続 | 継続 | 各所管課 |

④民間活力を活かした公園・緑地等の整備・管理運営の推進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 地域の活性化につながる公園の整備・活用に協力します。 | | ● | | ● |
| 開発事業を通じて、みどりの連続性が形成されるよう、連携して公園・緑地を整備します。 | | ● | | ● |
| 身近な公園やプレーパークの運営に参加します。 | ● | ● | ● | |
| 開発事業等により新規に建築物を整備する際は、可能な限り屋上・壁面緑化に努めます。 | | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|---------------------|-----------------------|-----|-------|-----|
| | 公園等の計画的な整備の推進 | 継続 | 継続 | 公園課 |
| 新規整備等における屋上・壁面緑化の推進 | みどりの確保に関する条例の基準に基づき指導 | 継続 | 環境政策課 | |

⑤みどりの満足度及び緑被率・緑視率の評価

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|-----------------------------|----|-----|-----|---|
| 区のみどり・公園の施策に関するアンケートに協力します。 | ● | ● | | |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|---------------------|---------------|-----|--------------|-------|
| | 定期的なみどりの調査の実施 | 継続 | 継続 | 環境政策課 |
| 学校施設等におけるビオトープの設置検討 | 検討 | 継続 | 教育指導課 学務課 | |

2-2-2 みどりの啓発

区民等及び事業者と協力して、みどり豊かなまちを実現していくためには、みどりとのふれあいを通じてみどりの魅力を共有し、ともに育む機運を醸成していくことが大切です。

みどりに関する情報発信やみどりの体験交流等を進め、区民等がみどりを身近に感じる機会を充実していきます。

①ふれあい植物センターの拠点化

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| ふれあい植物センターで開催するイベントやワークショップ等に参加、協力します。 | ● | | ● | |
| ふれあい植物センターのボランティア等に参加して、植物について学びます。 | ● | | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|--------------------------------------|-----|-----|-------|
| | ふれあい植物センターを「農と食の地域拠点」とする、地域コミュニティの形成 | 継続 | 継続 | 環境政策課 |

②地域連携型みどりの体験交流の推進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|----------------|----|-----|-----|---|
| 緑体験交流事業に参加します。 | ● | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|--------------------|--------------------|-----|-----------|
| | 区外における自然観察会等の開催の拡充 | 宿泊を伴う移動教室の継続（第4学年） | 継続 | 教育指導課 |
| | | 飯田市都市交流事業 | 継続 | 文化振興課 |
| | 区内における市民農園等の設置の検討 | 継続 | 継続 | 緑道・道路構造物課 |

③みどりの表彰制度の創設・実施

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|-------------------------------|----|-----|-----|---|
| まちなかで見つけたみどりの魅力を、SNSなどで発信します。 | ● | ● | ● | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|--------------------|-----|-----|-------|
| | 渋谷サステナブル・アワードによる表彰 | 継続 | 継続 | 環境政策課 |

(3) 資源・ごみ

3-1 ごみとなるものを減らす

3-1-1 食品ロスの削減

「買いすぎない」、「作りすぎない」、「食べ残さない」をキーワードに普及啓発の充実等を図り、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品ロスの削減を進めます。

①食品ロスに関する普及啓発

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|----------------------------------|----|-----|-----|---|
| 食品ロス削減に向けたシンポジウム等に参加します。 | ● | ● | ● | ● |
| 宴会や食事会の食べ残しを減らす「30・10運動」に取り組みます。 | ● | ● | ● | ● |
| 環境省提供のPOPなどを活用して、ごみを減らします。 | ● | ● | | |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|--------------|-----|-----|----------|
| | 食品ロスに関する普及啓発 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |

②食品リサイクルの推進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---------------------------------|----|-----|-----|---|
| 地域における食品リサイクル活動(フードドライブ)に協力します。 | ● | ● | ● | ● |
| 食品リサイクルの研究・実践に取り組みます。 | | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-----------------------------|--------------------|-----|----------|
| | 地域における食品リサイクル活動(フードドライブ)の支援 | 常設(新規)の拡充及び引渡し先の拡充 | 継続 | 清掃リサイクル課 |

③生ごみの減量

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--------------------------------------|----|-----|-----|---|
| 野菜くずや残飯の出ない調理方法を工夫します。 | ● | ● | | ● |
| 食材を無駄にしないよう、調理方法、保管方法を工夫して生ごみを減らします。 | ● | ● | | |
| 賞味期限や消費期限の違いなどを正しく理解して、食品の廃棄を減らします。 | ● | ● | | |
| 生ごみのたい肥化などの資源の有効活用に努めます。 | ● | ● | | ● |

| | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|--------------------------|-----|-----|----------|
| 区の実施計画 | エコロジックッキングの普及啓発 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | 生ごみコンポストや生ごみ処理機のあっせん | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | 生ごみコンポストや生ごみ処理機の購入補助金の導入 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | シブラン三ツ星プロジェクト | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |

コラム

宴会やパーティーでは「30・10（サンマル・イチマル）運動」

宴会やパーティーでは、気がつくとも料理がたくさん残ってしまうことがあります。食品ロスを減らし、お店が心を込めて作った料理をおいしく食べきるために、「30・10運動」が推奨されています。

【30・10運動とは？】

宴会の最初の30分と最後の10分を「料理を楽しむ時間」とする取組です。

- ① 30分：乾杯後の“最初の30分”は料理をしっかり楽しむ
乾杯のあと30分間は、席を立たず、できたての料理を味わいます。
全員が落ち着いて食べる時間を作ることで、場の一体感や親睦も深まります。
- ② 全員で親睦を深める時間
料理を食べながら、宴会をたのしみます。
- ③ 10分：お開き前の“最後の10分”は料理の食べきりタイム
終わりの10分間は、残っている料理をおいしくいただく時間にします。
幹事は「食べきりタイム」を呼びかけます。

出典：消費者庁ホームページ

3-1-2 リデュース・リユースを軸とした3Rの推進

ごみとなるものをできる限り発生させない社会を目指し、3Rの中でも発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に重点を置いたライフスタイルへの転換を促すための普及啓発や環境学習・環境教育を推進するとともに、区民がリユースに取り組みやすい情報提供やリユースに取り組む機会を提供していきます。

リサイクルについてもこれまで同様に重要な取組として、集団回収、拠点回収、分別回収を推進します。

①リデュース・リユースを軸とした3Rへの意識改革

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 詰め替え商品、繰り返し使える商品の購入を心がけます。 | ● | ● | ● | ● |
| 清掃工場やリサイクル施設の見学会など、3Rに関わる環境学習などに積極的に参加します。 | ● | | | |
| エコバッグ、マイカップなどを持参し、レジ袋や使い捨てプラスチック製品を使わないよう心がけます。 | ● | | ● | |
| 流通段階の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時には、過剰な包装を避けます。 | | ● | | |
| エコマーク等がついた環境に配慮された製品の購入を心がけます。 | ● | ● | ● | ● |
| コピーや印刷物には、リサイクルに適した用紙、インクを使います。 | ● | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-------------------------------|------------|-----|----------|
| | 再生品利用に関する情報提供 | 美竹リユースコーナー | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | リユースプラットフォーム「おいくら」の活用 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | リサイクル等推進員によるごみの発生抑制の普及啓発 | 研修会実施 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | イベント・ホームページ等を活用した区民・事業者への働きかけ | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |

②リサイクルセンターの運営と情報発信

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|----------------------|----|-----|-----|---|
| 修理できるものは修理して長く利用します。 | ● | ● | ● | ● |
| フリーマーケット等を積極的に活用します。 | ● | | ● | |

| 区の実 実施 計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|---------------------------|---------------------------|-----|----------|----------|
| | リサイクルバザールの開催 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | | 10回 | 10回 | |
| | 本町リサイクルセンター、美竹リユースコーナーの運営 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | しゅや・もったいないマーケット等の情報発信 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| リユースプラットフォーム「おいくら」の活用〔再掲〕 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 | |

③集団回収・拠点回収の充実・拡大

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--------------------------------|----|-----|-----|---|
| 町会、自治会、マンションなどの集団回収に積極的に参加します。 | ● | | | |

| 区の実 実施 計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|-----------------|-------------|-----|----------|----------|
| | 集団回収への支援の継続 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| 拠点回収の充実・拡大 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 | |

④分別回収の徹底

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|----------------------------|----|-----|-----|---|
| 区の資源回収や、地域の集団回収に積極的に参加します。 | ● | | | |

| 区の実 実施 計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|----------|----------|
| | 資源・ごみの分別排出の啓発 | ホームページ、ごみ・資源分別アプリ等の活用 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| 資源回収に関する各種取組の広報の拡充 | ホームページ、ごみ・資源分別アプリ等の活用 | 継続 | 清掃リサイクル課 | |

⑤プラスチックごみ対策

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| エコバッグ、マイカップなどを持参し、レジ袋や使い捨てプラスチック製品を使わないよう心がけます。〔再掲〕 | ● | | ● | |
| イベント開催時にリターナブル容器の活用に協力します。 | ● | ● | ● | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|------------------------------|-------------|-----|----------|----------|
| | プラスチックの資源回収 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| 事業者等に対し、イベント時にリターナブル容器の利用を要請 | 要請団体数年間1団体 | 継続 | 清掃リサイクル課 | |

⑥ごみ減量に資するその他の施策について

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| 二酸化炭素排出量削減等を視野に入れ、ごみ減量に資する施策を幅広く検討します。 | | | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-------------|-----|-----|----------|
| | ごみの資源化事業の拡充 | 検討 | 継続 | 清掃リサイクル課 |

コラム マイクロプラスチックとは？

家庭や事業所などまちから出たプラスチックごみは、適切に回収・処理されなかったり、ポイ捨てされたりすると、風や雨によって水路や川を通じ、最終的に海へ流れこみます。プラスチックは、波、風、紫外線などによって劣化して小さくなり、5ミリメートル以下の「マイクロプラスチック」と呼ばれる微細なごみになります。プラスチックは自然にはほとんど分解されないため、海や環境中に長く残ることによる生態系への影響が心配されています。

マイクロプラスチックをこれ以上増やさないためには、使い捨てのプラスチックを減らす、ポイ捨てをしないと一人ひとりの行動が大きな効果につながります。

また、衣料品の洗濯時に出る細かな繊維もマイクロプラスチックの一因となるため、洗濯ネットの使用や素材選びなども対策のひとつです。



衣料品から出るマイクロプラスチックの流出防止リーフレット
出典：環境省ホームページ

3-1-3 事業系ごみ対策の推進

事業系ごみの対策として、事業者への意識啓発、一定規模以上の事業者による3Rの促進等を進めます。

①事業者への意識啓発・指導の徹底

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 部品の分離・分解やリサイクルが容易な設計や、材料を使用し、適正処理が困難な材料の使用を控えるよう努めます。 | | ● | | |
| 処理が困難な製品は、製造、流通、販売業者が連携して回収する仕組みの検討に努めます。 | | ● | | |
| 製品に処理方法を明示するなど、適切な処理が行われるよう努めます。 | | ● | | |

| | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-------------------------------------|-------------|-----|----------|
| 区の実施計画 | 廃棄物の発生抑制及び再利用促進の指導、処理状況の確認、把握、管理の指導 | 事業者への適正排出指導 | 継続 | 清掃リサイクル課 |

②事業系ごみのリサイクル促進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 「再利用に関する計画」策定等、再利用に配慮した製品の生産、流通、販売に努め、ごみの減量を図ります。 | | ● | | ● |

| | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-------------------------|--------------|-----|----------|
| 区の実施計画 | 事業者に対する「再利用に関する計画」の策定指導 | 大規模事業者の再利用促進 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | 大規模建築物に対する再利用率80%規制の徹底 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |

③拡大生産者責任に基づく発生抑制に関する製造・販売事業者への働きかけ

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| 製造した製品に対する責任を持ち、長寿命製品の開発、不要になった製品の引き取りなどに取り組みます。 | | ● | | |
| 買い物客が、レジ袋や不要な包装を断りやすい環境を整えるため、マイバッグキャンペーン等に積極的に取り組みます。 | | ● | | |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-----------------|-------------------------|-----|----------|
| | ごみになりやすいものの販売抑制 | 生産者業界への環境に配慮した製品製造の働きかけ | 継続 | 清掃リサイクル課 |

④双方向の情報交流

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| SNS、ホームページ等ICTを活用して、3Rに関する取組を発信します。 | ● | ● | | ● |
| 渋谷区くみんの広場やリサイクルバザールなどに参加して、3Rに取り組む人や活動団体との情報交換に努めます。 | ● | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-----------|----------------------------|-----|----------|
| | 意見交換の場づくり | 清掃リサイクル審議会、リサイクル等推進員研修会の活用 | 継続 | 清掃リサイクル課 |

コラム

ごみの削減目標と事業者の取組

区は、基準年の令和4（2022）年度から令和15（2033）年度までに、家庭ごみは150g/人日、事業系ごみは115g/人日の削減を目指し、取り組んでいます。

区の昼間人口は約55万人で、区の人口約23万人の2倍以上です。そのため、区内で働く人などによる事業系ごみの発生を増やすことになっています。また、区内では再開発が続いており、それに伴うごみの増加も懸念されています。

更なる循環型社会を目指すには、区民だけでなく事業者も環境に配慮した活動を行うことが重要です。区は一定規模の事業者に対して3R推進と明確な数値目標の達成への義務付けを行い、事業者の協力を求めています。

| ごみの種類 | 基準年 令和4年度 (2022年度) | 中間目標 令和10年度 (2028年度) | 最終目標 令和15年度 (2033年度) |
|-------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 家庭ごみ | 400 | 300 (-100) | 250 (-150) |
| 事業系ごみ | 445 | 390 (-55) | 330 (-115) |

ごみの減量目標 (g/人日)

出典：渋谷区ホームページ

3-2 適正に処理する

3-2-1 適正処理の推進

循環型社会を実現するためには、その前提条件として公衆衛生と環境保全の水準を維持していくことが不可欠です。区は、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京都と連携し、コストと環境負荷の低減に努め、適正なごみの処理を着実にを行います。

①分別・排出の徹底

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|------------------------|---------|---------|----------|
| | 家庭ごみ及び事業系ごみの発生抑制と再利用促進 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | ごみ出しルールの徹底 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | 各家庭におけるごみ量の把握の促進 | 組成調査の実施 | 調査結果の活用 | 清掃リサイクル課 |
| | リチウム電池に関する拠点回収場所の設置 | 3件（現状値） | 7件（目標値） | 清掃リサイクル課 |

②効果的・効率的な収集・運搬

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-----------------|-----|-----|----------|
| | 収集方法の更新 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | 清掃車両への低公害車の導入検討 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |

③中間処理・最終処分

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 | |
|--------|----------------------------------|--|-----|----|----------|
| | 清掃工場における適正な燃焼管理、排出ガスの監視及び測定結果の公表 | 【所管】 中間処理 ⇒清掃一組 最終処分 ⇒東京都 23区として 引き続き要望する。 | | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | 最終処分物からの有害化学物質の除去 | 同上 | | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | 清掃工場における焼却灰の再資源化の推進 | 同上 | | 継続 | 清掃リサイクル課 |

④処理費用負担の適正化

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-------------------------------|---------------------|-----|----|
| | 事業系ごみは、自己処理責任の原則に則り、処理手数料の適正化 | 事業系ごみ： 自己処理責任の徹底 | | 継続 |

(4) エネルギー・温暖化対策

4-1 暮らし・事業活動の脱炭素化を進める

4-1-1 気候危機意識の共有

気候危機とも呼べる現状について区民等及び事業者と意識を共有し、適応のための行動を促す情報発信を進めます。

①気候変動に関する普及啓発

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|----------------------------|----|-----|-----|---|
| 気候変動による影響、緩和策、適応策について学びます。 | ● | ● | | |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-----------------|-----|-----|--------------|
| | 気候変動適応に関する普及・啓発 | 継続 | 継続 | 環境政策課 防災課 |

4-1-2 暮らし・事業活動の脱炭素化

区全体の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の8割近くを占める民生部門（家庭、業務）の対策として、個々の住宅や事業所における設備機器の更新と、再生可能エネルギーの導入を促します。

①脱炭素化に向けた区民の意識醸成と行動促進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| 毎月の電気、ガスなどの使用量を把握します。 | ● | | | |
| 照明や電化製品を使わない場合は、こまめにスイッチを切ります。 | ● | | | |
| 夏の冷房時の室温は28℃を目安に、冬の暖房時の室温は20℃を目安に冷暖房を使います。 | ● | | | |
| 扇風機やサーキュレーターを併用して、冷暖房を効率よく使います。 | ● | | | |
| こまめにフィルタを清掃して、空調の効率を維持します。 | ● | | | |
| クールビズ、ウォームビズを実践します。 | ● | | | |
| 省エネルギー型の照明や家電への買い換えを進めます。 | ● | | | |
| 調理中の火力を中火に保つなどの「エコロジッククッキング」に取り組み、ガス、電気の使用を減らします。 | ● | | | |
| 家庭の省エネを診断する「うちエコ診断」等を活用して、ライフスタイルに合った省エネルギー対策を実践します。 | ● | | | |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-----------------|-------------|-----|-------|
| | 家庭への環境家計簿の普及、啓発 | 区ホームページ等に掲載 | 継続 | 環境政策課 |

②事業者の取組支援

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| 毎月の電気、ガスなどの使用量を把握します。〔再掲〕 | | ● | | ● |
| 照明やOA機器を使わない場合は、こまめにスイッチを切ります。 | | ● | | ● |
| 夏の冷房時の室温は28℃を目安に、冬の暖房時の室温は20℃を目安に冷暖房を使います。〔再掲〕 | | ● | | ● |
| 扇風機やサーキュレーターを併用して、冷暖房を効率よく使います。〔再掲〕 | | ● | | ● |
| こまめにフィルタを清掃して、空調の効率を維持します。〔再掲〕 | | ● | | ● |
| クールビズ、ウォームビズを実践します。〔再掲〕 | | ● | | ● |
| 省エネルギー型の照明やOA機器を積極的に導入します。 | | ● | | ● |
| 事業所向け省エネルギー診断を利用し、設備の改善、運用改善に取り組みます。 | | ● | | ● |

| | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|------------------------------|--------------------------------------|-----|-------|
| 区の実施計画 | 事業所や商店街等におけるエネルギー使用削減への取組の促進 | 継続 | 継続 | 環境政策課 |
| | | 商店街に対し、街路灯のLED化及びLEDランプ交換に係る費用の一部を補助 | 継続 | 産業観光課 |

③創エネルギーと再生可能エネルギー電力の導入促進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 太陽光発電、燃料電池などの創エネルギー機器や蓄電池を利用するよう努めます。 | ● | ● | | ● |
| 太陽光、風力、水力など再生可能エネルギーで発電された電気を積極的に購入します。 | ● | ● | | ● |

| | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|-----------------|---|-------------|-------|-------|
| 区の実施計画 | 区民、事業者への情報提供、普及啓発 再生可能・未利用エネルギーの普及啓発 | 区ホームページ等に掲載 | 継続 | 環境政策課 |
| | 家庭用燃料電池システム設置費用助成事業 | 継続 | 継続 | 環境政策課 |
| | 再生可能エネルギー電力利用促進助成事業 | 継続 | 継続 | 環境政策課 |
| | | 70件 | 70件 | |
| 再エネ電力調達に関する普及啓発 | 実施 | 継続 | 環境政策課 | |

4-1-3 移動の脱炭素化

移動に伴う二酸化炭素排出を削減するため、自転車や公共交通機関の積極的な利用と、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さないZEV（ゼロエミッション・ビークル）の導入促進を進めます。

①自転車利用の促進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| コミュニティサイクルを活用します。 | ● | ● | ● | ● |
| 日常の従業員、職員の移動の際には、徒歩や自転車、バスや電車等の公共交通機関を利用するなどして自動車の使用を抑えるよう努めます。 | | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|------------------|---------------------|------------|-----|-------|
| | 自転車通行環境、自転車駐車場の整備推進 | 新規自転車駐車場整備 | | 継続 |
| 新規自転車駐車場整備台数 50台 | | | 50台 | |
| コミュニティサイクルの運営 | コミュニティサイクル事業の継続 | | 継続 | 交通政策課 |
| | 自転車700台 ポート60箇所 | | 継続 | |

②公共交通の利用促進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|------------------|----|-----|-----|---|
| 公共交通機関の利用を心がけます。 | ● | | ● | |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 | |
|------------------------------|-------------|---|-----|-------|-------|
| | コミュニティバスの運行 | 環境負荷の少ないコミュニティバスの導入検討 | | 継続 | 交通政策課 |
| | | 環境負荷の少ないバス車両の選定の方向性を検討（電気・水素・ハイブリッド・CNG等） | | 継続 | |
| デマンド交通など、新たな交通手段の実証・導入に向けた検討 | | 継続 | 継続 | 交通政策課 | |

③ Z E V の導入促進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| Z E V (電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ゼロエミッション・バイク) の導入を検討します。 | ● | ● | | ● |
| 電気自動車等の充電設備の設置に努めます。 | ● | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|-----------------|---------------------------|----------|----------|-------|
| | Z E V の導入・普及啓発 | | 継続 | 継続 |
| 導入の検討 | | | 継続 | 総務課 |
| 電気自動車の維持管理 | | | 継続 | |
| 既保有 6台 | | | 既保有 6台予定 | |
| 低公害車導入の促進〔再掲〕 | 中小企業に対し、低公害車購入のための融資をあっせん | | 継続 | 産業観光課 |
| 電気自動車等用充電設備導入助成 | | 継続 | 継続 | 環境政策課 |
| | | 助成件数 20件 | 20件 | |

コラム

コミュニティバス・コミュニティサイクルでエコな移動

【コミュニティバスとは？】

電車やバスなどの公共交通機関は、一度に多くの人々が利用できるため、自家用車で移動する場合に比べて、一人あたりのCO₂排出量を大きく減らせる環境にやさしい移動手段です。

区では、区内の移動手段として区民等に親しまれるコミュニティバス「ハチ公バス」を運行しています。区内での移動を便利にするため、運行ルートは生活動線に合わせて設定されており、短距離の移動でも利用しやすいのが特徴です。

【コミュニティサイクルとは？】

徒歩や自転車による移動は、電気・ガス・燃料を使わないため、もっとも環境負荷の少ない移動方法です。

区では、「コミュニティサイクル」として、区内にある専用ポート（貸出・返却ができる駐輪場）で電動アシスト自転車をレンタルできます。どのポートで借りても、別のポートに返すことができるため、ちょっとした移動にとっても便利です。さらに、同じシステムを利用している近隣区とも連携しているため、区をまたいだ移動も可能です。

出典：経済産業省ホームページ、渋谷区ホームページ、東京都ホームページ

4-2 建物・まちの脱炭素化を進める

4-2-1 住宅・建物のゼロエミ化

二酸化炭素排出量の削減に向け、住宅、事業所、区有施設の環境性能向上、再生可能エネルギーの導入を推進します。

①住宅、事業所のZEH・ZEB化等の促進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| エネルギー使用の最適化を図るHEMS・BEMSの導入に努めます。 | ● | ● | | ● |
| 高効率な空調、給湯器、照明の導入など、設備機器の高効率化に努めます。 | ● | ● | | ● |
| 既存の住宅・建築物の省エネルギー改修（窓・外壁の断熱化など）に努めます。 | ● | ● | | ● |
| 太陽光発電、燃料電池などの創エネルギー機器や蓄電池を利用するよう努めます。〔再掲〕 | ● | ● | | ● |
| 新築・改築時には、法令等に基づく省エネルギー基準に適合する建物を建設します。また、できる限りZEH、ZEBをめざします。 | ● | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------------------------|--|-----|-----|-----|
| | 個々のビルや戸建て住宅における、断熱構造や省エネ型機器、再生可能エネルギーの普及啓発 | | 継続 | 継続 |
| 低炭素建築物新築等計画の認定 | | | 継続 | 建築課 |
| 再エネ設備利用促進計画による再エネ設備導入の促進 | | | 継続 | 建築課 |

②区有施設の脱炭素化

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| 区有施設の整備、建替え時に省エネルギー性能の高い施設整備、ZEB化を推進します。 | | | | ● |
| 冷暖房の温度の適正化、照明の節約等に努め、区有施設を効率的に運営します。 | | | | ● |
| 熱帯材型枠の使用削減・再利用、国産除間伐材の利用促進に努めます。〔再掲〕 | | | | ● |

| | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|-----------------|--|-------------------------------|------------|-------------------|
| 区の実 実施 計画 | 公共施設への再生可能エネルギー電力等の導入 | 継続 39施設 | 継続 40施設 | 環境政策課 |
| | 公共施設における省エネルギー機器や断熱素材等の積極的導入 | 新規・改修の際に導入を検討 | 継続 | 各施設所管課 |
| | 公共施設の新築・改修時におけるZEB Ready水準以上の導入検討 | 新規・改修の際に導入を検討 | 継続 | 各施設所管課 |
| | 公共施設への太陽光発電設備、燃料電池、コージェネレーションシステム、蓄電池等の自立・分散型電源の導入検討 | 新規・改修の際に導入を検討 | 継続 | 各施設所管課 |
| | 渋谷区公共施設等総合管理計画に基づく施設の個別の長寿命化計画の策定・管理 | 個別の長寿命化計画における進捗管理 | 継続 | 資産総合管理課 各施設所管課 |
| | 「渋谷区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づく積極的な木材利用の推進〔再掲〕 | 公共建築物の建築、公共工作物の整備の際に積極的に木材を利用 | 継続 | 各施設所管課 |

コラム

ZEH・ZEBとは？

ZEHとは、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略で、建物で消費する年間のエネルギー収支をゼロとすることを目指した住宅のことです。太陽光発電や断熱材、省エネ設備などを活用し、自然エネルギーを最大限に利用することで、電気代やガス代を大幅に削減することができます。

ZEBとは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギー収支をゼロとすることを旨とした建物です。

出典：東京都ホームページ、クール・ネット東京

4-2-2 都市の脱炭素化

開発事業などのまちづくりにあわせて、エネルギー利用の最適化、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用を促進するとともに、交通渋滞緩和などの交通・物流対策を進め、環境と経済の両軸が調和する世界一付加価値の高い脱炭素型のまちづくりを推進します。

①開発事業における環境配慮の促進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| 大規模建築物の整備に際して、省エネルギー化、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用、廃棄物対策、熱対策に配慮した質の高い緑化、日照・ビル風などの周辺環境への配慮などに取り組みます。 | | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-----------------------------|-----------|-----|----------|
| | 大規模建築物に対する再利用対象物の保管場所の設置の指導 | 対象事業者への指導 | | 継続 |
| | 大規模建築物に対する再利用率80%規制の徹底〔再掲〕 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |

②スマートエネルギーネットワークの構築

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| 太陽光発電、燃料電池などの創エネルギー機器や蓄電池を利用するよう努めます。 | ● | ● | | ● |
| 開発事業等を行う際に、下水道等の熱源や生ごみ由来の都市バイオマス資源等の未利用エネルギーの活用を検討します。 | | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-------------------------|------|-----|-------|
| | 大規模施設や面的開発における、地域冷暖房の導入 | 該当なし | | 該当なし |
| | 下水道等未利用エネルギーの活用の検討 | 検討 | 検討 | 環境政策課 |

③交通・物流の円滑化

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|------------------------------------|----|-----|-----|---|
| 渋滞の原因となる路上駐車を行いません。 | ● | ● | ● | ● |
| 共同配送や時間帯を工夫して、配送による交通渋滞をなくすよう努めます。 | | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------------|---|--|-----|----|
| | 渋谷駅周辺における自動車の乗入規制をはじめとする広域的な取組による自動車利用の抑制〔再掲〕 | 駐車場地域ルールによる附置義務駐車台数の減免 既減免台数 658台 (R7.12時点、今後変更予定) | 継続 | 増加 |
| 地域荷捌場の整備 | 既整備箇所数 3箇所 | 継続 | 継続 | |
| 駐車場ネットワークの整備 | 既整備箇所数 5箇所 (今後1箇所 追加予定) | 継続 | 工事 | |
| | | | | |
| | | | | |

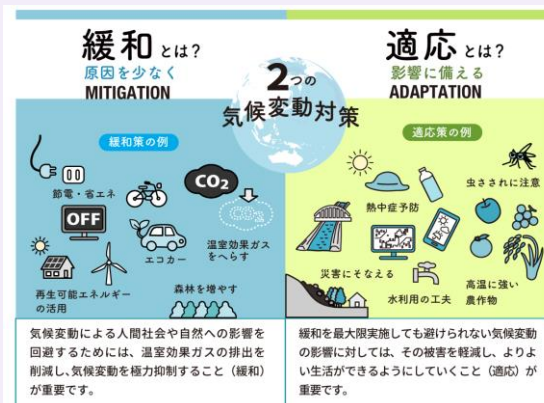
コラム

まちづくりによる気候変動への「適応策」

渋谷駅は、JR 山手線・埼京線、東京メトロ銀座線が立体的に交差し、建物とホームが一体となった非常に複雑な構造を持つため、豪雨や地震の際に甚大な被害が発生するおそれがあり、長年多くの課題を抱えてきました。こうした課題の解消と、安全で快適な環境づくりのため、現在、渋谷駅および周辺の歩行者ネットワーク再編や歩行空間の改善が進められており、令和12（2030）年度の完成を目指しています。

これらの整備は、気候変動への備えとしても重要な役割を果たします。

気候変動対策には、CO₂排出量を減らす「緩和策」と、気候変動による影響を最小限に抑える「適応策」の2つがあり、渋谷駅周辺で進められている安全性向上の取り組みはこの「適応策」に該当します。区は「適応策」に取り組むことで、将来の気象災害に強いまちづくりに貢献していきます。



2つの気候変動対策

出典：渋谷区ホームページ
気候変動適応情報プラットフォーム

4-3 気候変動による影響に適応する

4-3-1 風水害への対策

集中豪雨、台風などの風水害が頻発、激甚化することによる被害を回避、軽減していくため、雨水流出抑制対策を進めるとともに、区民及び事業者の防災意識の向上、コージェネレーションシステムや蓄電池等の非常用電源の普及・整備などを進めます。

①都市型水害への対策

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---------------------------------------|----|-----|-----|---|
| 雨水が地面に浸透するように敷地の緑化、透水性舗装、浸透ます設置に努めます。 | ● | ● | | ● |
| 雨水や中水の利用を考えた施設の導入に努めます。 | | ● | | ● |

| 区の実 実施 計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|-----------------|--|-----|-----|--------|
| | 既存・新規公共施設の整備における、可能な範囲での浸透面の創出、雨水浸透設備の導入 | 検討 | 継続 | 各施設所管課 |
| 区道の透水性舗装の整備 | 継続 | 継続 | 道路課 | |

②防災情報の共有・普及啓発

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 洪水ハザードマップ（浸水予想区域図）などにより、日常から防災に関する情報を収集し、災害発生時の行動を予め考えます。 | ● | ● | | ● |

| 区の実 実施 計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|-------------------|---------|-----|---------------|-------|
| | 防災情報の提供 | 継続 | 継続 | 企画管理課 |
| 新規施設における防災拠点の設置検討 | 検討 | 継続 | 防災課 各施設所管課 | |

③災害時のエネルギー確保に向けた、創エネ・蓄エネの設備の普及

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 太陽光発電、燃料電池などの創エネルギー機器や蓄電池を利用するよう努めます。〔再掲〕 | ● | ● | | ● |

| 区の実 実施 計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|-----------------|--|---------------|-----|--------|
| | 家庭用燃料電池システム設置費用助成事業〔再掲〕 | 実施 | 継続 | 環境政策課 |
| | 再エネ電力調達に関する普及啓発〔再掲〕 | 実施 | 継続 | 環境政策課 |
| | 公共施設への太陽光発電設備、燃料電池、コージェネレーションシステム、蓄電池等の自立・分散型電源の導入検討 | 新規・改修の際に導入を検討 | 継続 | 各施設所管課 |

4-3-2 暑熱対策・ヒートアイランド対策

都心に位置する渋谷区では、地球温暖化による気温上昇に加え、ヒートアイランド現象も深刻です。

保水性舗装や透水性舗装の整備、緑陰の形成などにより、熱をためにくいまちづくりを進めます。

①暑熱環境の緩和対策

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| 緑陰の形成、ヒートアイランド現象の緩和につながる屋上・壁面などの緑化に努めます。 | | ● | | ● |

| 区の実 実施 計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|-----------------|--------------------|---------------|-----|--------------------------|
| | 街路樹による緑陰形成 | 街路樹の計画的な剪定を実施 | 継続 | 道路課 |
| | 開発事業における暑熱対策 | 継続 | 継続 | 渋谷駅周辺まちづくり課 渋谷駅中心五街区課 |
| | クールスポットネットワークの維持管理 | 継続 | 継続 | 各維持管理所管課 |
| | 渋谷川沿川環境維持（都と連携） | 継続 | 継続 | 公園課 |

②暑熱対策・ヒートアイランド対策に関する普及啓発

イベントなどを通じて、暑熱対策・ヒートアイランド対策に関する普及啓発を進めるとともに、区民が安心して過ごせるクールシェアスポットやクーリングシェルターの設置を推進します。

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| イベント開催時にクールシェアスポット・クーリングシェルター等を啓発周知します。 | ● | | | ● |
| 家族が1つの部屋で過ごしたり、公共施設で過ごしたりする、クールシェアを実践します。 | ● | | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|---------------------------|-----|-----|-------|
| | クールジェッター等の貸出、クールシェア等の普及啓発 | 継続 | 継続 | 環境政策課 |
| | クールシェアスポット・クーリングシェルターの設置 | 継続 | 継続 | 環境政策課 |

4-3-3 熱中症・感染症対策

夏季の気温上昇による熱中症の増加、感染症を媒介する生物の生息域の拡大など、人々の健康に関わる適応策を推進します。

①熱中症対策の推進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| 熱中症を防ぐため、夏の外出時に日傘や帽子の着用、こまめな水分補給に努めます。 | ● | ● | ● | ● |
| 室温をこまめに確認し、扇風機やエアコンを適切に使用して温度を調整します。 | ● | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|--------------|--|-----|-------|
| | 熱中症等に関する普及啓発 | 町会へのチラシ配布、駅前街頭ビジョンへの掲示及び区ニュース、ホームページへの掲載 | 継続 | 地域保健課 |

②感染症に関する普及啓発

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|------------------------------|----|-----|-----|---|
| 蚊などの生物が媒介する感染症について情報収集に努めます。 | ● | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|--------------|----------------------------------|-----|-------|
| | 感染症等に関する普及啓発 | 感染症発生の多い時期の前に、区ニュース、ホームページへの随時掲載 | 継続 | 地域保健課 |

(5) 意識

5-1 意識を変える

5-1-1 情報発信・広報

区内の環境に関するデータや区の実績等、環境に関する様々な情報を区民等及び事業者に向け発信し、環境について知る機会を提供していきます。

また、区民等及び事業者の意識を変え、行動につなげていくためのより効果的な情報発信、広報のあり方を検討し、実行していきます。

①環境情報の提供

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 環境問題に関心を持ちます。 | ● | ● | ● | |
| ニュースや書籍、インターネットなど様々な面から環境について学びます。 | ● | | ● | |
| 家族で環境問題について話す時間をつくります。 | ● | | | |
| 区が一事業者として排出する環境への負荷や環境影響等について把握し、情報を公表します。 | | ● | | ● |
| 事業活動内容や環境への負荷の状況、環境監視の結果、環境保全への取組内容、新しい環境保全の技術などについて積極的な情報の公開に努めます。 | | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-----------------------|-----|-----|-------|
| | 環境に関する情報提供（「しづやの環境」等） | 継続 | 継続 | 環境政策課 |

②環境に関する普及啓発の推進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| エコマークのついた製品、生態系の保護などに配慮した認証製品など、環境に配慮した物やサービスの購入を心がけます。 | ● | ● | ● | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|---|---------------|-----|----------|
| | 区民等に対する、ライフスタイルの見直し、環境学習への積極的な参加、リサイクル、緑化の推進等の環境保全活動への積極的参加への普及啓発 | 継続 | 継続 | 環境政策課 |
| | 環境学習や清掃工場と連携したイベントの継続 | | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | ごみ削減量の定期的な見える化 | 区ホームページへの掲載継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | お花畑プロジェクト（ごみ袋デザイン） | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |

③事業者の意識啓発

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 従業員、職員に、事業所内での3Rや省エネルギー、公共交通の利用を促します。 | | ● | | ● |
| 店舗等に訪れる顧客に対して、3R、省エネルギーに配慮した環境にやさしいライフスタイルを発信します。 | | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-----------------------|-----|-----|----------|
| | 事業所等に対し環境に配慮した意識啓発の推進 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |

④効果的な情報発信・広報の検討と実行

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|-----------------------------------|-------|-----|-------|
| | 地球温暖化対策に対する意識向上についての、区民への効果的な情報発信 | 検討・実施 | 継続 | 環境政策課 |

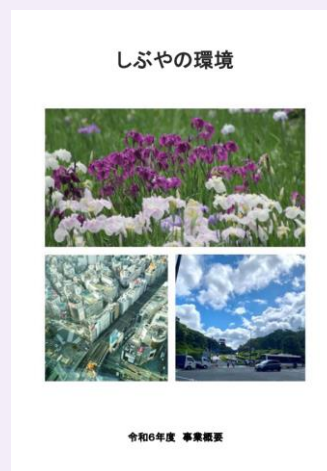
コラム

しづやの環境

区では、「渋谷区環境基本計画」に基づく「くらし」、「みどり・生きもの」、「資源・ごみ」、「エネルギー・温暖化対策」、「意識」の5つの分野を柱として、持続可能な社会の実現に向け、取り組みを進めています。

毎年、区の環境についての現状に加え、環境基本計画に基づき実施した活動状況をまとめた「しづやの環境」を発行しています。

渋谷区内のCO₂排出量の推移など気になる環境のデータを掲載しています。



令和6年度しづやの環境

出典：渋谷区ホームページ

5-1-2 環境学習・環境教育の推進

子どもから大人まであらゆる世代が環境問題や、持続可能な社会の実現に向けて取り組むべきことを学ぶ機会を設けていきます。

①環境イベント・環境講座の実施

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--------------------------------------|----|-----|-----|---|
| 区内外の公園や森林に出かけて鳥や昆虫などの身近な野生生物とふれあいます。 | ● | | ● | |
| 環境に関わるイベントに積極的に参加します。 | ● | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------------------|--------------------------|-----|----------|----------|
| | 渋谷区ふれあい植物センター等における講座等の実施 | 継続 | 継続 | 環境政策課 |
| | シブサスを通じたイベント等の実施 | 継続 | 継続 | 環境政策課 |
| | 環境シンポジウム等の開催 | 継続 | 継続 | 環境政策課 |
| | | 1回 | 1回 | |
| | 環境学習車（ごみえるくん）の活用 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| しぶや・もったいないマーケットの開催 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 | |

コラム

渋谷区ふれあい植物センター

渋谷区ふれあい植物センターは、渋谷清掃工場の還元施設として、ごみ焼却時に発生する廃熱を利用した発電により運営されている、日本一小さな植物園です。

令和5年（2023）年度には「農と食の地域拠点」としてリニューアルオープンしました。水耕栽培による野菜の展示や屋上ファーム、カフェ、ワークショップなどを通じて、食育や農作物に関する情報発信を行っています。

「栽培・収穫・消費」という食の循環を体験できる植物園として、地域の人々に親しまれています。

出典：「渋谷区ふれあい植物センターホームページ」



植物園の外観



植物園内の様子

②学校における環境教育・環境学習の推進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| 環境学習プログラムの提供、講師派遣、事業所見学の受け入れなど、学校における環境教育・学習の取組に協力します。 | ● | ● | | |

| 区の実 実施 計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 | |
|-----------------|---------------|---|-----|----|-------|
| | 学校における環境教育の支援 | 渋谷区一斉清掃の日による全校の地域清掃を行う。 | 継続 | | 教育指導課 |
| | | 「シブヤ未来科」においてSDGsを踏まえた課題を取り上げ、環境保全への意識向上を図る。 | 継続 | | |
| | | ビオトープ、校庭菜園やコンポストを活用した環境学習の実施 | 継続 | | |
| | | 事業者との協働による環境学習の実施 | 継続 | | |

③生涯学習等と連携した環境学習の推進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 講師派遣、事業所見学の受け入れなど、生涯学習等と連携した環境学習に協力します。 | | ● | | |

| 区の実 実施 計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|-----------------|---------------------|-----|-----|-------------------|
| | 体系だったプログラムの構築（社会教育） | 継続 | 継続 | 学びとスポーツ課 環境政策課 |



コラム 全国初！子どもたちの学ぶ力を育む 探求「シブヤ未来科」

令和6（2024）年度から文部科学省の「授業時数特例校制度」を活用し、全区立小・中学校で探求「シブヤ未来科」を充実させています。各教科の学習で身に付けた知識を「探究」の時間を通して生きて働く知識へとつなげ、幼児期に抱いたワクワク感や好奇心、一人一人に備わった自ら学ぶ力や感受性を発揮できるようにする学習です。

さらに街づくりに携わる企業と連携し、環境教育プログラムを取り入れていることも特徴です。地域課題を題材にしたワークショップなど、学校と企業が協働して環境啓発を進めており、視察団が訪れる注目の学びへと発展しています。

出典：渋谷区ホームページ

5-2 行動を促す

5-2-1 行動と協働の促進

持続可能な社会の実現に向け、一人ひとりの行動を促していくとともに、渋谷区で暮らし、働き、学び、訪れる多様な人々が協力して、地域社会が一体となって環境に取り組む機会の創出や仕組みづくりを進めます。

①情報交換・情報共有の場づくり

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 地域で行われるリサイクル活動、美化活動、緑化活動に参加します。 | ● | ● | ● | ● |
| 環境の保全及び創出に関わる活動を行っている地域の組織、民間団体等の情報を積極的に集め、連携を進めます。 | | ● | | ● |
| シブヤサステナブル推進協議会に参加し、環境に取り組む多様な主体との情報共有や交流を進めます。 | ● | ● | ● | ● |
| 「渋谷おとなりサンデー」等の交流の場に参加し、活動を発信及び連携します。 | ● | ● | ● | ● |
| 従業員、職員に対する環境教育を進めます。 | | ● | | ● |
| ボランティア休暇の設定などにより環境保全活動への参加を奨励します。 | | ● | | ● |
| 既存のNPO団体やボランティア団体に所属し、区や事業者が環境についてのプロジェクトを提案します。 | ● | ● | | |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|---------|----------|----------|-------|
| | シブサスの運営 | 継続 3回 | 継続 3回 | 環境政策課 |

コラム

毎年6月の第1日曜日は『渋谷おとなりサンデー』

区では、町会・自治会の抱える「都市部における地域コミュニティの構築・維持」の課題解決を図ることや地域コミュニティの活性化を目的に、渋谷版隣人祭り『渋谷おとなりサンデー』を実施しています。

「隣人祭り」とは、1999年にフランス・パリのあるアパートで起きた高齢者の孤独死をきっかけに、アパートの住人たちが隣人同士の顔の見える関係性をつくろうと、中庭で食事の持ち寄り会をはじめた取組です。

最新情報は「渋谷おとなりサンデー特設webサイト (<https://shibuya-otonari.jp/>)」およびSNS (<https://www.instagram.com/shibuya.otonari/>)などで随時お知らせしています。

出典：渋谷区ホームページ

②区民等及び事業者の取組支援

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 | |
|---------------------|----------------------------------|--------------------------------------|-------|-------|-------|
| | 事業所や商店街等におけるエネルギー使用削減への取組の促進〔再掲〕 | 商店街に対し、街路灯のLED化及びLEDランプ交換に係る費用の一部を補助 | 継続 | 継続 | 産業観光課 |
| | 家庭用燃料電池システム設置費用助成事業〔再掲〕 | 継続 | 継続 | 環境政策課 | |
| | 再生可能エネルギー電力利用促進助成事業〔再掲〕 | 継続 | 継続 | 環境政策課 | |
| | | 70件 | 70件 | | |
| | 低公害車導入の促進〔再掲〕 | 中小企業に対し、低公害車購入のための融資をあっせん | 継続 | 産業観光課 | |
| 電気自動車等用充電設備導入助成〔再掲〕 | 継続 | 継続 | 環境政策課 | | |
| | 20台 | 20台 | | | |

③法令に基づく規制と誘導

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| 自主的にばい煙、排水、騒音の測定を行い、適正な管理に努めます。また、測定データは積極的に公表します。〔再掲〕 | | ● | | ● |
| 建築物の解体時にアスベスト使用状況を調査し、飛散防止のために適切な措置を行います。〔再掲〕 | ● | ● | | ● |
| 有害化学物質の使用、移動及び排出の状況を把握し、管理を徹底します。〔再掲〕 | | ● | | ● |
| 新築・改築時には、法令等に基づく省エネルギー基準に適合する建物を建設します。また、できる限りZEH、ZEBをめざします。〔再掲〕 | ● | ● | | ● |

| 区の実施計画 | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------------------------|--|----------------|-----|----------|
| | アスベスト除去・封じ込め工事業者に対する指導〔再掲〕 | 継続 | 継続 | 環境整備課 |
| | 「渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」の運用による喫煙施設設置指導 | 建築主に対する指導の徹底 | 継続 | 環境整備課 |
| | 大規模建築物に対する再利用率80%規制の徹底〔再掲〕 | 継続 | 継続 | 清掃リサイクル課 |
| | 個々のビルや戸建て住宅における、断熱構造や省エネ型機器、再生可能エネルギーの普及啓発〔再掲〕 | 低炭素建築物新築等計画の認定 | 継続 | 建築課 |
| 再エネ設備利用促進計画による再エネ設備導入の促進 | | 継続 | 建築課 | |

④人材の育成と活用

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 環境学習リーダー育成講座等の人材育成の講座を受講します。 | ● | ● | | |
| 環境教育や、環境学習のために人材や事業所施設を積極的に提供します。 | | ● | | ● |
| シブヤ若者気候変動会議を開催し、若者から意識改革や行動変容の仕組みづくりを提案・社会に発信します。 | ● | ● | | ● |

| | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|---------------------------|--|-----------|-------|
| 区の実施計画 | 環境学習・教育を推進する、支援する人材の育成・活用 | 渋谷サステナブル・アワード受賞者をシブサスやイベント等で活用する仕組みの運用 | 継続 | 環境政策課 |
| | 「シブヤ若者気候変動会議」の継続 | 継続 15人 | 継続 15人 | 環境政策課 |

5-2-2 区役所の率先行動

区役所が区民等及び事業者の模範となるよう、率先して持続可能な社会とカーボンニュートラルの実現に向けた各種の取組を進めます。

①区有施設における再生可能エネルギー等の導入促進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|---|----|-----|-----|---|
| 地球温暖化防止をはじめ、環境保全に率先して取り組み、その内容や効果等を公表します。 | | | | ● |

| | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|--------|--|-------------------------------|-----|-------------------|
| 区の実施計画 | 渋谷区地球温暖化対策実行計画2026（事務事業編）の推進 | 実施 | 継続 | 環境政策課 |
| | 公共施設における省エネルギー機器や断熱素材等の積極的導入〔再掲〕 | 新規・改修の際に導入を検討 | 継続 | 各施設所管課 |
| | 渋谷区公共施設等総合管理計画に基づく施設の個別の長寿命化計画の策定・管理〔再掲〕 | 個別の長寿命化計画における進捗管理 | 継続 | 資産総合管理課 各施設所管課 |
| | 「渋谷区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づく積極的な木材利用の推進〔再掲〕 | 公共建築物の建築、公共工作物の整備の際に積極的に木材を利用 | 継続 | 各施設所管課 |

②職員の行動促進

| 行動 | 区民 | 事業者 | 来街者 | 区 |
|--|----|-----|-----|---|
| クールビズ、ウォームビズの実践、こまめなスイッチオフなどの省エネルギー行動を実行します。 | | | | ● |
| イベント開催時にリターナブル容器の活用に協力します。〔再掲〕 | ● | ● | ● | ● |
| エコマーク等がついた環境に配慮された製品の購入を心がけます。〔再掲〕 | | | | ● |
| コピーや印刷物には、リサイクルに適した用紙、インクを使います。〔再掲〕 | | | | ● |

| | 取組 | 8年度 | 9年度 | 担当 |
|-------------------------|---------|------------------------------------|----------------------|------|
| | 区の実施計画 | 区職員への普及啓発 | 区内部ホームページ等による普及啓発の実施 | 継続 |
| グリーン購入の普及・推進 | | グリーン購入法を踏まえた購入 | 継続 | 各所管課 |
| | | 関係各所との調整 | 継続 | 契約課 |
| | | 文具類ウェブ調達 | 継続 | 契約課 |
| 区主催イベント運営における環境配慮及び普及啓発 | | イベント時におけるごみのポイ捨てや路上・公園内喫煙の禁止等の啓発周知 | 継続 | 各所管課 |
| | | イベント時のごみ散乱状況 なし | なし | |
| | | ごみの分別・節電 | 継続 | 各所管課 |
| 区職員への3Rや廃棄物をテーマとした研修の実施 | 研修回数 1回 | 継続 | 清掃リサイクル課 | |

資料編

用語解説

| 行 | 用語 | 説明 | 頁 |
|---|---------------------------|---|-----------------------------|
| あ | アスベスト | 石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然の鉱物繊維。耐熱性や絶縁性に優れ、安価な工業材料として建築資材などに広く使用されてきたが、繊維が非常に細かく吸入による健康被害が問題となり、現在は使用が禁止されている。 | 36, 70 |
| | ウェルビーイング | 身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを示す概念。健康だけでなく、幸福感や生きがいも含めた考え方。 | 3 |
| | エコドライブ | 急加速や急減速、空ぶかしや長すぎるアイドリングを行わないなど、「環境に配慮した自動車運転」のこと。 | 34 |
| | エコマーク | 環境負荷が少ない製品に付けられる日本の環境ラベル。環境に配慮した商品選びの目安となる。 | 19, 48, 65, 72 |
| | エコロジックッキング | 食材やエネルギーを無駄にしない、環境に配慮した調理方法。省エネルギーや食品ロス削減につながる取組。 | 47, 54 |
| | オキシダント | オゾン（O ₃ ）が主成分の強酸化性物質。特徴のある、刺すような臭気を有し、眼・気道粘膜を強く刺激し、めまい、吐き気を催す。いわゆる光化学スモッグの主因。 | 16 |
| | 温室効果ガス | 地球の大気中で熱を吸収し、温室効果を高めるガス。二酸化炭素やメタンなどが代表的。 | 5, 18, 30 |
| か | 拡大生産者責任 | 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方をいう。 | 52 |
| | 家庭ごみ | 家庭から排出されるごみ。区が収集した「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」からなる。 | 17, 52, 53 |
| | カーボンニュートラル | 排出した温室効果ガスを、吸収や削減で相殺し、実質ゼロにすること。 | 5, 18, 19, 24, 30, 71 |
| | 環境基準 | 「環境基本法」の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。 | 16 |
| | グリーンインフラ（グリーンインフラストラクチャー） | 土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足の手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。欧米では、洪水や下水処理の包括的な対策として、屋上緑化、透水性舗装、緑地や湿地の確保といった取組を進めている例が見られる。 | 43 |

| 行 | 用語 | 説明 | 頁 |
|---|------------------------------|--|--|
| か | グリーン購入法 | 国等の機関に環境配慮型の商品・サービスを優先的に購入することを義務付けた法律。自治体は努力義務となっており、企業や消費者にも環境配慮の促進を求めている。 | 72 |
| | クールシェアスポット | 人が暑さを和らげるため、冷房の効いた公共施設などを共有して利用できる場所。外出時や日常生活の中で涼しく過ごせる空間を確保し、熱中症の予防を図る。 | 5, 64 |
| | クーリングシェルター | 熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、屋外の高温な環境から退避できる場所として開放される施設。 | 5, 64 |
| | クールビズ・ウォームビズ | 平成17(2005)年度から呼びかけが行われている地球温暖化対策の1つ。夏期は冷房時の室温28℃、冬期は暖房時の室温20℃を目安に、冷暖房を適切に使用しながら快適に過ごせる服装や取組が提唱されている。 | 54, 55, 72 |
| | コンポスト | 生ごみや落ち葉などの有機物を、微生物の働きによって分解し堆肥化する仕組み。家庭や地域で実施でき、ごみの減量と資源循環を促進する。できた堆肥は、家庭菜園や緑地管理に活用できる。 | 22, 47, 68 |
| | コージェネレーションシステム (熱電併給システム) | 1つの燃料源から2つ以上のエネルギーを同時に得る方法。従来の電力のみを発生させている発電設備の場合、駆動機(エンジン、タービン)などから出る排ガスや冷却水はそのまま捨てられていたが、コージェネレーションシステムでは、発電機で電力を供給し、かつ駆動機からの排ガスや冷却水などの排熱を回収し、冷暖房、給湯に有効利用することで高いエネルギー効率が得られる。そのため、省エネルギー、二酸化炭素排出削減に寄与する。 | 59, 62, 63 |
| さ | 再生可能エネルギー | 自然の力を利用し、繰り返し使えるエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどがある。 | 12, 18, 22, 25, 30, 54, 55, 58, 59, 60, 70, 71 |
| | 循環経済 | 資源の採取・消費・廃棄という一方通行の経済から脱却する考え方。製品や資源をできるだけ長く使い、再使用・再生利用を進める。環境負荷の低減と持続可能な成長の両立を目指す。 | 4 |
| | サステナブル (サステナビリティ) | 「持続可能性」または「持続することができる」という意味の言葉。渋谷区基本構想においては、「渋谷区に関わる人々の人生の豊かさを、永続的に続いてゆくものにするために大切にしている視点」としている。 | 14, 15, 31, 45, 69, 71 |
| | シビックプライド | 自分が暮らす地域に対する誇りや愛着の意識。地域への関心や参加意欲を高める要因となる。住民主体のまちづくりや地域活動の推進につながる。 | 26 |

| 行 | 用語 | 説明 | 頁 |
|---|-----------------|---|---------------------------|
| さ | 事業系ごみ | 区が収集した「可燃ごみ」、「不燃ごみ」と許可業者（区の許可を受けた一般廃棄物処理業者）等により直接清掃工場等に持ち込まれる「持込ごみ」のこと。 | 10, 17, 25, 51-53 |
| | スマートエネルギーネットワーク | 1つの燃料源から2つ以上のエネルギーを同時に得るコージェネレーションシステム（熱電併給システム）を核とし、再生可能エネルギーや未利用エネルギーも組み合わせて全体最適化をはかる分散型エネルギーシステムのこと。電気と熱を組み合わせると同じ土地で発電し、電気と熱の消費を行うことよって、エネルギーの効率的な利用と二酸化炭素の削減を図ることができる。 | 60 |
| | 3R | Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の頭文字。ごみの発生そのものを減らすことを最優先とする考え方。循環型社会形成の基本原則である。 | 4, 25, 48, 51, 52, 66, 72 |
| | 生物多様性 | 生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。 | 1, 3, 4, 25, 41, 42 |
| た | ダイオキシン類 | 有機塩素化合物の一種。大きく分けるとポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コポリナーポリ塩化ビフェニルの3種類に分類される。発ガン性や生殖異常を引き起こすなどの毒性が報告されている。 | 36 |
| | 地球温暖化対策計画 | 日本政府が定める温暖化対策の総合計画。温室効果ガス削減目標や推進施策をまとめている。 | 5 |
| | 地域冷暖房 | 熱供給プラントやその他熱の発生する施設から周辺地域へのビルや住宅に蒸気や温水等を供給することで大気汚染の防止やエネルギー利用の効率化を図るシステム。熱源としてはボイラーのほか、海水の持つ潜熱やごみ焼却処理施設の余熱、コージェネレーションシステム等が使われる。 | 60 |
| | 透水性舗装 | 道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。 | 62, 63 |
| | 都市型水害 | 都市独特の浸水による被害形態のこと。都市では、都市化の進展により雨水が地中に浸透する割合が低くなり、短時間に大量の雨水が河川や下水道に集まるようになっている。また、都市機能の集積などにより、地下室への浸水による電気設備の故障など、従来と異なる被害形態が発生している | 25, 62 |
| | デマンド交通 | 利用者の予約や需要に応じて運行する柔軟な交通サービス。定時定路線型交通を補完する役割を持つ。高齢者や交通空白地域の移動手段として期待されている。 | 56 |

| 行 | 用語 | 説明 | 頁 |
|---|----------------|---|--|
| た | 電力リバースオークション制度 | 発電事業者が供給価格を提示し、価格競争によって電力を供給する制度。主に再生可能エネルギーの導入拡大を目的としている。 | 12, 30 |
| な | 生ごみ処理機 | 生ごみを加熱や微生物の働きで分解・乾燥させる機器。家庭から出る生ごみの量を大幅に減らすことができる。 | 22, 47 |
| | 燃料電池 | 水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。この反応により生じる物質は一酸化二水素、即ち水（水蒸気）だけであり、クリーンで、高い発電効率を得られる。 | 22, 23, 35, 55, 57-60, 63, 70 |
| は | バイオマス資源 | 動植物由来の有機性資源の総称。木材、家畜排せつ物、生ごみなどが含まれる。再生可能エネルギーや資源として利用される。 | 60 |
| | ビオトープ | 野生の生きものが生息できるよう配慮された空間。都市や学校、公園などで人工的に整備されることもある。生物多様性の保全や環境教育に役立つ。 | 44, 68 |
| | ヒートアイランド現象 | 都市活動におけるエネルギー消費の増大や緑地の減少により都市部の気温が上昇し、郊外に比べて高くなること。 | 9, 13, 43, 63 |
| | ファシリテーター | 会場など複数の人が集う場において、議事進行を務める人のこと。中立な立場を守り、参加者が持っている力を引き出しながらプログラムを進行していく支援者・促進者。 | 14, 15 |
| ら | リターナブル容器 | 繰り返し使用できる容器。回収・洗浄して再利用することで、ごみ削減につながる。 | 11, 22, 50, 72 |
| | リチウム電池 | リチウムを用いた高性能電池。電子機器や電気自動車に利用される。 | 53 |
| | 緑視率 | 人間の視野に占める樹木や草地などの緑被の量であり、視点高約150cmの視野における緑被の割合。 | 8, 17, 28, 44 |
| | 緑被率 | ある区域に占める樹木や草花で被覆された土地（緑被地）の面積の割合。 | 17, 44 |
| ゆ | ユニバーサルデザイン | 年齢、性別、障がいの有無に関わらず使いやすい設計思想。特別な対応を必要としない点が特徴。製品や建築、サービスなど幅広い分野で活用される。 | 40 |
| わ | 割れ窓理論 | 小さな乱れや無秩序を放置すると、大きな問題につながるという理論。防犯や環境美化の分野で応用されている。 | 26 |

| 行 | 用語 | 説明 | 頁 |
|---|-----------|---|------------------------|
| B | BEMS | Building Energy Management System (ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム) の略称で、オフィスビルや商業施設などで、建物全体のエネルギー使用を監視・制御し、効率化を図る仕組み。 | 58 |
| C | COP | Conference of the Parties (締約国会議) の略称で、国連気候変動枠組条約などの国際条約に加盟する国・地域が集まり、温室効果ガス削減などの国際的なルールや取組を協議・決定する会議。気候変動分野では、京都議定書やパリ協定に関する重要な合意が行われてきた。 | 4 |
| H | HEMS | Home Energy Management System (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム) の略称で、家庭内の電力・ガスなどの使用量を「見える化」し、機器の制御によって省エネルギーを図る仕組み。 | 58 |
| Z | ZEB | Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギー収支をゼロにすることを目指した建物。 | 12, 22, 25, 58, 59, 70 |
| | ZEB Ready | Net Zero Energy Building Ready (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・レディ) の略で、ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物。再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物。 | 59 |
| | ZEH | Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略で、建物で消費する年間のエネルギー収支をゼロとすることを目指した住宅。 | 22, 25, 58, 59, 70 |
| | ZEV | Zero Emission Vehicle (ゼロ・エミッション・ビークル) の略で走行時にCO ₂ を排出しない車両のこと。電気自動車(EV)や燃料電池車(FCV)などが該当する。 | 22, 25, 34, 56, 57 |

渋谷区環境基本計画2023
行動計画【第2期】

編集・発行 令和8（2026）年4月

渋谷区 環境政策部 環境政策課

電話 03-3463-1211（代表）

渋谷区環境基本計画

2023

行動計画【第2期】